

建設環境委員会

平成29年3月15日（水）  
午前9時02分～午後2時40分  
議会第4会議室

【出席委員】野中宣明委員長、松永幹哉副委員長、山下伸二委員、中山重俊委員、  
川原田裕明委員、千綿正明委員、嘉村弘和委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・上下水道局 田中上下水道局長
- ・環境部 喜多環境部長
- ・建設部 志満建設部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○野中宣明委員長

おはようございます。これより建設環境委員会を開催いたします。

中山委員が遅参されるとの連絡が入っておりますので、報告いたします。

それでは、審査日程に従い、当委員会に付託された議案について審査していきたいと思いますが、審査に入る前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費は、主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心にお願いしたいと思います。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が速やかに答弁するようお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、多岐にわたる質疑をお持ちであると思いますが、一度にたくさんの質疑をされますと答弁がわかりにくくなりますので、質疑の該当箇所の資料番号、ページ数等を示した上で、1回につき2問くらいに絞っていただければと思います。

それから、審査後に付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をいただきたいと思います。

それでは、環境部に関する議案の審査に入ります。

当初予算議案である第1号議案を審査しますので、執行部から説明お願いいたします。

◎第1号議案 平成29年度佐賀市一般会計予算中、歳出第4款 説明

○野中宣明委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○川原田委員

6番の資料の18、19ページに絡んできますけれども、藻類産業推進経費、また藻類産業拠点地整備事業なんですけれども、全体的に見て、清掃工場周辺におけるこのバイオマス事業に関する全体の費用が現在までどのくらいかかっているんだろうかということと、今後、どのくらいかかる見込みなのかということをお答えできればお願いしたいと思います。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

今現在わかる分で御説明させていただきます。

清掃工場に今、二酸化炭素の分離回収施設を入れております。この分が全体として14億5,000万円ということになります。それと、藻類産業拠点地整備事業で、今回、19ページに載っておりますが、この分の21ヘクタールの分の基本設計と実施設計が2,004万7,000円と2,650万円なので、約15億円になると思います。

○野中宣明委員長

もう一点ありましたよね。今後の分。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

前回、研究会の中でも御質問があったと思います。全体の事業はどれくらい考えているのかという御質問がありました。今回、平成28年度に拠点地整備で佐賀大学のほうに施設を入れます。それが補正予算で約5,000万円ということをお願いしておりました。あと平成29年度以降、平成33年度までの5年間というのを考えておまして、なぜ5年間を考えているかということ、実は地方創生の推進交付金が5年間の経費ということで、先駆的な事業の場合には認めていただけます。我々はそこを今目指しておまして、そう考えての5年間、平成28年度を含めて6年間の経費ということで、約4億1,000万円程度を考えております。ただし、言いましたように、拠点地整備で一応5,000万円のうち半分の2,500万円を国のほうから交付金をいただきました。残りの5年間も推進交付金の中で、半分はぜひ交付金をいただきたいというふうに思っているところであります。

○川原田委員

バイオマス産業都市を目指していくということは、もう全然悪いことではございませんけれども、やはり費用というものをですね、例えばマスコミとか新聞紙上を見ても、やっぱり一般市民の方は、その辺が一番関心事だと思うんですよ。それは確かに交付金とか補助金とかいろいろあるかもわかりませんが、一般市民の方はそういうふうに見てないと。そんな金をかける必要があるのかということで、私たちはいろいろ御質問を受けたりするときに、いや、これは補助金がこうありますということを説明しますが、そうは受け取っていないという部分もかなりあるわけですね。

そしてまた、今回の一般質問等でもやはり限られた予算の範囲内ということで、いろ

んな質問に対して答弁があるわけですが、その辺についてはしっかりきちっと、私たちが質問されたときに説明できるような形にしておかないと、市民はそういうふうな見方しかしていかないということです。

質問に入りますけれども、今後この費用対効果の試算というのはされていますか。もしされているのであれば、どのような試算をされているのか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

今回の事業につきましては、もともと我々がバイオマスをするときに、藻類産業あるいは農業利用しようということで、二酸化炭素分離回収装置をつくってまいりました。その中で考えたのは、その培養だけで終わっていかどうかというところで、もう一步踏み込んで、2次、3次、6次化までいくということになると、やっぱりそれなりに技術的な開発というのが必要になってきます。そういう意味ではぜひ佐賀大学と筑波大学と一緒にあって、藻類のもっと大きな事業展開をということで今回、研究施設と藻類の産業化というのを結んだような協議会をつくろうということにしております。

この5年間というのは、5年後には我々としては自立をしたいというふうに思っているんですよ。自立させる。つまり、協議会の中でも、会員から会費をいただきます。それと、協議会そのものに、できれば商社的な機能を持たせたいというふうに思っているんですね。協議会の中の会員で藻類のいろんな製品ができ上がった。あるいは藻類からできた成分がある、それをいろんな物に利用できる、そういったものを商売として売ったときの手数料も協議会に充てていこうと。協議会をどんどん自立できるような体制につくって行って、5年後以降は、できれば独立した形にしたいというふうに思っていますし、研究もですね、研究委託をとってやろうというふうに思っています。研究委託をもって研究開発施設も、これも5年後には自立できるような体制をつくっていこうということで進めておりますので、費用対効果についてはきちんとまだ出しておりませんが、そういった視点を持ちながら、今後詰めていきたいというふうに思っているところです。

○川原田委員

いろんな方とお話をする中で、こういうことは絶対当たらなければ一番いいと思うんですけども、やはりこの藻類産業の中で、佐賀というのは、実際、実験の段階で、いざ今課長言われるように、本格的になったときに、多分本社機能とかなんとかは都会に行くのではないかと。その辺を物すごく懸念されている方もいらっしゃるわけですよ。だから、例えばそういうふうな形になってしまうと、費用対効果というのはどうなるのかなというふうに思うところがあるわけですよ。だから、そういうところもきちっと、実験するだけではなくて、やはりそういうところもきちっと協定を結ぶとか、そういうことも一緒に絡めてやっていかないと、佐賀の施設がただの実験施設だけになって、いざ本格的に稼働したときには東京に行くとか、名古屋に行くとかいうことも考えておかないといけない。そしたら、本当に費用対効果は生まれるのかなと。例えば、こっちに工場だけあって、本

社機能は東京にあるということになると、法人税なんかもやはり、その辺も考えておかないと、結局現場というのは恐らく正社員ではなくて、パートとかアルバイトとか、そういうことにだってなってくるわけでしょう。では、税金が佐賀に落ちるかとなったときに、私は非常に不安を感じる場所があるわけですよ。佐賀でただ実験段階をやって、稼働し出したらもうよそに機能が行ってしまうとか、その辺もきちっとある程度確約をとりながら進めていかないと、非常に心配な事があると思うんですけれども、その辺についてどういうふうにお考えですか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

委員御指摘のとおりだと思います。

前回委員会の中でも御質問がありました。知財をどうするのかというお話があったと思います。知的財産をどういうふうに使ってもらうかというのが一番大きなネックかなと思うんです。知的財産を使うときに、例えば佐賀市の企業であれば安く提供しましょう、ただし、それがもし県外、あるいは言われるように全国展開するという意味では知財を当然高くということではしっかりブレーキをかけたいというふうに思っています。そうしないと、我々はあくまでも佐賀市の中に藻類培養の事業を展開したいと思っていますので、当然佐賀市の企業、佐賀市で事業展開する企業には、そういったものは使いやすくするための研究開発機構であり、協議会なので、そういった部分でのいろんな歯どめはかけたいというふうに思っております。

○川原田委員

こういうことはどんどん進められることについて私は何も異論はございませんけれども、その反面、佐賀市に拠点を置いて事業を展開してくださいよということもきちんと確約をとっていかないと、これは雇用の増大にもなっていないし、ただのアルバイトとかパートの人を入れるだけで、本社機能はどっかにあるということでは絶対にだめだと思います。どうせならここに本社機能を置けるような、だから、今言われるように市内、県内の企業にきちんと話をつけて、ここで腰を据えてやってくださいよということ、この藻類産業に腰を据えてやってくださいよということの確約をとっていかないと、費用対効果などはほとんど見えてこないと思うんです。その点をしっかり考え合わせながらやっていただきたいなと思いますけど、最後に一言お願いします。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

委員おっしゃるように、我々も今回の藻類産業の集積というのは、培養から抽出、加工、製品化、それから物流に乗せるという一連の流れをつくりたいと思っています。研究施設でお願いするのは、抽出、加工、あるいは成分の分析というもので、その一連の企業を佐賀の地にずっとつくっていく、佐賀の地に来ると、藻類に関する全てがそろうというところを生み出すことによって集積を図りたいというふうに思っておりますので、委員がおっしゃるように、何としても佐賀の地に、そういったものが集まるような取り組みを

引き続きやっていきたいと思っています。

○山下伸二委員

6番の資料の18ページですね。ここの経費の内訳のところ、委託料1,100万円、市場調査ということだったんですけど、委託先はこの協議会ということによろしいですか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

藻類の市場調査というのは特殊だと思います。恐らくできるところは数少ないと思いますので、そういったコンサル会社に委託をしたいというふうに思っています。

○山下伸二委員

市場調査は、バイオマス協議会に支出をするというわけじゃないということですね。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

はい、おっしゃるとおりです。

○山下伸二委員

今年度の、平成29年度のバイオマス協議会に対する支出の額というのはどこを見ればいいのか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

協議会に対する支出というのは、備品購入を行うとか、あるいは市場調査とかをやった分を協議会の中に提供するという形になると思います。今回の推進交付金そのものの事業主体は佐賀市になります。佐賀市がやらないと交付金対象になりませんので、佐賀市が直接市場調査をやって、それを協議会で対応する、それで交付金をいただくという形の流れです。

○山下伸二委員

いや、先ほどの説明の中で、川原田委員への説明の中で、協議会については5年ぐらいで自立してできるようにという話があったものですから、要は今年度、平成29年度佐賀市が行う事業は別として、協議会に対してどれぐらいの額が行くのか、5年間で先ほど言われたものですから、5年間で大体どれぐらいの額が見込まれるのかなというのをちょっと確認したかったんですけども。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

協議会に直接行くというのは、今年度は委託料の中の一部に協議会の総務部門のコーディネーターを委託したいと思っているんですね。これは直接雇用ではなくて、一定程度の団体をお願いして、コーディネートをしてもらおうというふうに思っています。次年度以降も藻類産業の中で、委員おっしゃるように、当然販路とかをずっとつくっていくというのが大事になってくると思うんですね。その販路をつくるためのいろんなプロデュースができる方、そういう方もこの協議会の中に入れていきたいと。1年目はまだ組織そのものがきちんとした法人格を持っておりませんので、できれば2年目以降ぐらいに法人格を持たせて、その法人格の中に委託という形で支出をできればなというふうに思っていると

ころです。

○山下伸二委員

わかりました。要は、5年ぐらいで佐賀市の持ち出しが、その協議会に対して佐賀市の持ち出しがどれぐらいになるのかというのが、大体、概算わかればということで、平成29年度分が大体どれくらい、残り5年間でどれくらいというのが。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

持ち出しというか、要するに提供するというのが、平成29年度は今回の1,300万円。5年間トータルでは1億8,000万円ぐらいを想定いたしております。

○山下伸二委員

わかりました。

それで、この協議会、前回は説明ですね、1月の研究会のときも説明は受けているんですけども、この協議会のイメージが、後でこの資料を見てもどうもイメージが湧かないんですね。構成メンバーとかはわかりますが、今いろんなところでバイオマス産業だとか藻類に関するをやられていますけれども、こういった協議会をつくったような事例が国内の他都市にあるかどうかというのはわかりますか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

藻類に関して、こういった産業化を含めた協議会はずありません。つくばがコンソーシアムというのをつくっておりますけども、これは研究のための協議会という組織なので、佐賀市のように産業化を見据えて、既に事業者が来て、事業展開をしているという協議会はずありません。

○山下伸二委員

そのコンソーシアムというのはどういうものですか。

○バイオマス産業都市推進課事業化プロジェクト係長

筑波大学と一般の企業が入られている、いわゆる研究主体の協議会みたいなものです。

中身は、実は行政が入っていないということで、非常に産業としては進んでいないということ聞いています。

藻類に関して今課長が答弁しましたように協議会みたいなものはないのですが、近くでいくと唐津のJCCが同じような協議会で産業を進めているということになっています。

○山下伸二委員

コンソーシアムというのは、今回佐賀でつくるようなやつの中に、自治体が絡んでいないという、そういうイメージだということではないんですかね。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

委員おっしゃるように、つくばコンソーシアムというのは、言いましたように行政が入っていません。企業と大学で研究をやる、できれば産業化につなげたいというふうな組織ですけども、一定程度の企業間同士なので、お互い駆け引きがあつて進んでいないと

いう状況があります。行政がなぜ入るかという、そこら辺の公平・公正に産業化、地域の産業化というのを見据えて我々は動きますので、そういった部分ではいろんな提供ができる、いろんな支援ができるというふうに思っています。

○山下伸二委員

そこはわかりました。

もう一個関連で聞きたいんですけども、環境部1の資料がわかりやすいと思いますが、先ほどの協議会の、2の概要の協議会のところで、唐津コスメティック構想との連携というのがあるんですけども、今、唐津のコスメティック構想がどういう進捗状況であるか、どういうふうに把握をされているのか、ここを確認したいのですが。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

唐津のコスメティック構想は、今、JCCという組織をつくって、既に動かれております。今年度、平成28年度に商社をつくるということで、今まではコスメのいろんな材料を使いながら、アジアを狙って、フランスのほうのコスメ産業と、コスメティックバレーと提携しながら、そういった化粧品とか健康食品をアジア向けに出していこう、それを日本の拠点として、唐津につくっていこうという動きをされています。

具体的には余りまだ大きく展開はされておられません。ただ、我々としては、それが一つの化粧品とか健康食品の販路になっていきますので、例えばその藻類ででき上がった成分を、そういった分に利活用してもらおう。唐津のコスメのほうもそういった県内ででき上がった素材というのを使いたいというふうに言われておりますので、それでマッチングしようというふうに思っています。

○山下伸二委員

唐津のコスメティック構想は具体的にまだ事業展開がされてない。事業の先が見えていないということは、現在、協議会と唐津のコスメティック構想との連携とか、どういうやり方をしていくのかということについてはまだ具体的な協議等を行われてない。どういう協議状況になっているのかわかりますか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

これについては、おっしゃるように、今後連携していこうということで進めておまして、佐賀市そのものも、今回藻類の研究機関、あるいは協議会というのが立ち上がって、やっと動き出すという状況なんですね。恐らく製品ができ上がっていくというのは、平成30年、平成31年ぐらいにしかならないと思います。そこで、コスメのほうがもうちょっと進んでいけば、すぐにお互い連携がとれるというのができ上がっていくのかなというふうに思っています。

○山下伸二委員

この件に関してはいろいろ企業との連携があって、今回、唐津コスメティック構想との連携も出てきますけれども、企業との連携に当たっても、各委員の皆さんから出るのは、

絶対将来的に佐賀に残ってもらうような協定とか、そういったきちっと確約をとってほしいという要望がいろんなところに出ているものですから、この唐津のコスメティック構想ともこれから具体的な協議になっていくと思いますので、きちんこの佐賀で生産、培養、そして加工がされたものを唐津のほうでちゃんと活用していただけるような、そういった協定みたいなものについてもぜひその協議の中で行っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○嘉村委員

今の議論の中でよくわかりました。ちょっとこれ18ページの藻類産業推進経費に関することですが、これから産業研究開発センターを設立されて、そして、連携して企業等の技術的支援を行っていくということで、地場の企業との連携、そういう資源を使った産業の発展というのを非常に期待しているわけですよ。ただ、まだ具体的にはどういうのが製品化されるのかというイメージは湧いてこないんですけども、これには大いに期待しています。

そこで、今ですよ、いろいろこれまで何回か専門家を呼んで、民間の人たちを集めて、研究会、勉強会されていますよね。佐賀市の企業の反応と申しますか、参加者数とか、そういうのはどうなのかちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

今まで8月2日に共同調印を行いまして、そこで1回目のシンポジウムと講演会をさせていただきました。そこに企業に来ていただいて以降、延べ4回の講演会をやっております。1回以上参加された企業数というのが96社ということになります。延べ人数で500名ちょっとの数の参加をいただいております。市内企業がその96社のうちの約6割、59社が佐賀市の企業になります。

(発言する者あり)

59社です、96社のうちの59社が佐賀市内の企業の参加になります。

○嘉村委員

非常に関心度が高いなという感じがしますね。

実際どうなんですか、この59社中、業種はどういう方々なのか。イメージ的に、これは新しい産業ですから、もう業態転換しても、もしかすればやっていけそうな感じもするんですけども、実際59社の業種としてはどういうところが多いんですか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

多種多様です。土木会社もあれば、あるいは鉄鋼業もあれば、あるいは食品を扱う企業もいると。また、恐らく全体的にどういうふうに藻類産業の中で自分たちがかわれるかなというのが見えてこない部分があると思うんですね。そこはやっぱりまだまだ我々の藻類に対するPRが不足していますので、協議会の設立をことしの6月ぐらいに考えておりますので、その前段でもっとPRして、しっかりその協議会に入ってください、つくっ



た以降もずっと入れるように講演会をやっていこうというふうに思っているんですね。しっかり藻類というのがわかっていかないと、なかなか自分たちの中でこれは何か金になるなというのがつかみにくいのかなという気はしています。

○嘉村委員

多額なお金を投じていくわけですから、必ず成功させていただきたいなと思っているんですね。非常にこう、だめに終わった場合、結果的に責任を問われるんですね。これは本当そういう覚悟で取り組んでいただきたいなと思います。

それともう一つ、19ページ、6番の19ページ。それでこの右側の図面がありますよね。ちょっとわからなかったけども、これ全体のエリアが20.4ヘクタールでしょう。そのうちの6ヘクタールが基盤整備箇所というふうに書いてあるけど、これ具体的にはどういうものができていくのですか。6ヘクタールの部分は、多分その残りの14ヘクタールは培養施設だというふうに思いますけれども、こっちのほうは何ができるのか。

それともう一つ、これ直接は関係ないと思うけれども、多分工業団地計画というのは27ヘクタールか26ヘクタールだと思うんですね。これは20ヘクタールですよ。6ヘクタールはどうするのか。直接関係ないかもしれないけど、それをちょっと教えていただければと思いますけど。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

今回整備いたしますのは、委員おっしゃるように6ヘクタールの基盤整備というふうに書いておりますが、全体で20.4ヘクタールを平成29年度、平成30年度に分けて基盤整備をするということになります。平成29年度が約6ヘクタール、平成30年度は残りの14.4ヘクタールの基盤整備を行います。地盤を改良して、整地をして、排水を整備するということになります。

先ほどおっしゃった、もともとの福田の工業団地の計画地は26ヘクタールありました。この間も議会の中で答弁させていただいておりますけれども、残った5ヘクタール、6ヘクタールはどうなるのかという話がありました。一部は、このエリアの中の20.4ヘクタールの中にあります尼寺の雨水幹線、これがこの20.4ヘクタールの北側と東側につけかわっていきます。その分の用地があります。それと、そのちょうど一番北側に今、農業用水路の金立線というのがあります。農業用水の金立線も今回の整備にあわせて、暗渠部分を開渠にして整備するということで、その用地がまた出てきます。

残りは、ちょうどこの図の中の分離回収装置の北側のところに3.4ヘクタールばかり残るのですよ。ここは、今までの議会の中では研究開発センターの培養施設といった、要するに培養の実験施設ですね。あるいは、この藻類の関連施設を持ち込みたいと、そういうのを検討しますというふうにお話をさせていただきました。ここも我々としては、藻類産業がどういうふうに進むのが一番いいのかという中で利活用を検討していきたいと思っているんですよ。研究施設と協議会が動く中で、例えば企業から、ここでやりたいという

きにはすぐ出せるような、事業展開できるようなことも必要ですし、場合によっては、今、アルビータもヒリエの技術を使って大量培養をやっていますが、ヒリエの技術があったからこそ、アルビータも大量培養ができたんですね。ところが、大量培養するというのはすごく難しい技術になるんですよ。実験室でやって、フラスコでやった実験と、だんだん大きくなっていくとだんだんいろんな障害が出てきて、やっぱりうまくいかないというのはいっぱいあります。その技術というのを今筑波大学が持っているんですね。我々としては、佐賀の地で、アルビータあるいはユーグレナと今お話をさせてもらっていますが、それ以外の第3、第4の藻類の培養事業化をここに持ち込みたいと思っていますので、そのための実験プラントがどうしても必要だということになれば、この3ヘクタールも大量培養の実験プラントとして考えるということも検討しています。そこら辺の具体的な中身がある程度方向性が見えた段階で、また議会のほうには御相談させていただきたいなというふうに思っています。

○千綿委員

ちょっと嘉村議員のところの関連からちょっと先に行きますが、何でその基盤整備を別々に2年に分けてするのですか。一括でしたほうが安くつくというのが、ちょっと普通の、素人で考えるとそうではないかなと思いますが、何で2年に分けるのですか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

今回の予算の中で用地取得費というのを上げております。用地取得の地権者には、ことしのお米までいいですよというお話をしているんですね。ということは、工事が入れるのが11月以降ぐらいなんですよ。11月以降に入って、3月いっぱい20ヘクタール全ての基盤整備が終わるかという終わらないというのが1つと、一番大きいネックは、実は尼寺の雨水幹線なんですね。尼寺の雨水幹線が真ん中に入っておりますので、これがつかかわらないとつぶせないんですよ、完全に。尼寺の雨水幹線が平成28年、平成29年、平成30年にかけてやりますので、どうしてもそれに引っ張られて、一体的な整備は平成30年までかかるということになります。

○千綿委員

済みません、前のページに戻りますが、実は5月ぐらいから協議会を立ち上げるということですが、今年度会員がどのくらいを予定されているのか、会費は年間どのくらいをもらおうとしているのか。例えば、佐賀市だったら会費が安いとか、県外だったら高いとかいうのがあるのかどうか。基本的に5年で自立するということであれば、ある程度の会費収入が見込めないと多分運営は難しいと思うので、そこら辺の会費のことをちょっと教えてください。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

会費につきましては、今から準備会の中で少し議論させていただきたいと思っています。会費の中身そのものについては、済みません、それが決まり次第また御報告いたしますけ

れども、委員がおっしゃるように、できれば市内と県内、県外というぐらいの3パターンで会費を考えてはおります。要は、市内の企業には入りやすい金額でやって、県内というのはさっきの唐津の関係もありますので、唐津市にあるということであれば県の企業も入ってくる可能性がありますので、県内は少し市内よりも高くして、それ以外の県外の方についてはしっかりいただくというふうには思っています。

○千綿委員

一応事業計画を立てられていると思いますが、5年後に自立するときの会費収入は運営費の何割ぐらいを想定されていますか。

○バイオマス産業都市推進課事業化プロジェクト係長

今のところの想定ですが、4割ぐらいを会員収入で賄おうと思っています。

○千綿委員

では残り6割というのは、例えば、それを事業化した部分で知財とかの部分で賄うという考えでいいのですか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

協議会は、できれば商社機能を持たせたいと思っています。要するに企業ができた製品を売りたいといったときに、その協議会の中のメンバーであれば手数料を取りませんけれども、我々としては外に売りたいというふうに思っているのですね。外に売るときは協議会の中に販売手数料をいただくというふうに思っています。

もう一つは、協議会に入らないと研究委託はできないという仕組みをつくろうと思っていますので、その協議会から研究委託をするときに、研究委託するときの手数を協議会としてやっていきたいということで自立性を含めて考えているところです。

○千綿委員

279ページの二酸化炭素の販売収入を今年度1,200万円ほど上げられていますが、済みません、前に多分説明があっていると思いますが、これ行く行くマックスで、アルビータに全部売れるとなったときに幾らでしたっけ、年間の販売収入というのは。教えてください。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

今の分離回収装置は、1日10トンまでできます。10トン販売できるとしたときには、約1億1,500万円程度の販売収入があることになります。

○千綿委員

わかりました。今の10倍ほどになるということですが、今実際何トンほどできているのですか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

今現在、アルビータは2ヘクタールで二酸化炭素を使っております。大体1トン程度ということでお話をいただいておりますが、実は冬場というのが藻類の活動が鈍くなります。二酸化炭素の使用というのが減りまして、もう一つは、まだまだヒリエの技術と言いなが

らも、まだ自分たちでずっと培養の実験状況ということなのですね。本格的に全ての5池が動いているわけではなくて、1池、2池くらいずっとこう研究のために動かされている。4月以降に本格稼動に入るといことなので、今のところまだマックス1トンは使われていません。

○千綿委員

今その製造能力というのはどのくらいあって、1トン使われてなかったら、残りの二酸化炭素はどこに行っているのですか。

○本山環境部理事兼バイオマス産業都市推進課長

一応最低としては5トンというところに抑えることができます。5トンを間欠運転含めて、ちょうど100立米のタンクがあるのですね。100立米のタンクがあれば、大方四、五日はもちますので、満杯にして使ってもらおうという形で今供給しております。

○千綿委員

そこが満杯になったら、二酸化炭素の回収装置を動かしてないという理解でいいですか。はい、わかりました。

281ページのごみの収集車を2台ということなんですが、多分ですよ、基本方針としては直営を減らして行って、民間委託を進めるということの方向で間違いなかったと思うんですが、例えば今いらっしゃる方の直営の清掃員の方が何年までに何人ぐらいになるのか。要は直営じゃなかったら別にごみの収集車は要らないわけですね。今買って何年まで使おうとされているのか、そこら辺の計画をちょっと教えてください。

○和田環境部副理事環境保全課長

まず、この車両については、おおむね12年、20万キロ以上を走行している車両を更新するというふうに考えております。5年後、10年後については、今、組合との約束は10台、5台ということで話をしておりますので、それを守るために正職員、または日日雇用というお話をしております。ただ、前回の議会の答弁の中でも、いろんなサービス、市がやるべき事業は総合的にどこをやるかという話を今内部で詰めておりますので、私たちとしては10台、5台じゃなくて、いろんな自治体で、例えば100%委託しているところもあるし、人口の何割程度を直営で持っているというところもありますので、その辺をどこに落ちつかせるかというお話を内部で検討しております。それをまた内部で話をしたものを職員と話をしながら、どの程度にしていくかというのを今内部で詰めている状況です。

○千綿委員

ということは方針が変わったということですか。以前は直営というのをだんだん減らして行って、要するに再補充しないという方向で今まで来ていましたよね。基本的に民間委託をやっていくということの方針が変わっているということですか。

○和田環境部副理事環境保全課長

まず、最初は20台ありました。それを10台にするということで、この間ずっと退職の不

補充をやってきて、可燃ごみ委託の全てが平成28年度に10台で完了したんですよ。ですの  
で、それ以降については、また新たにどういうふうにするのかというのを内部で検討して  
おりますので、それをまた職員と話をしながら、どの程度でやろうかというのを今内部で  
検討しておりますので、それを見てからということになると思います。

○千綿委員

廃食用油の再生プラントの費用とかが上がっておりますが、もう五、六年になりますよ  
ね。この収集運搬とか、多分、交通局に売買されていたと思いますけど、これ収支でいつ  
たらどのくらいの持ち出しになっているのですか。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

ランニングコストの話だと思いますが、ランニングコストとして廃食用油にかかる経費  
は、平成27年度の決算額なのですが、698万円、約700万円になっております。精製量が平  
成27年度でいうと6万リットルですので、1リットル当たり115円というコストがかかって  
いるということになります。

交通局には売買ではなくて、交通局へ無償提供しまして、交通局の広報とか、ラッピン  
グバスの広報とか、中でのアナウンスとか、そういうもので廃食用油のアナウンスを行い、  
お互いウイン・ウインでやっているということになります。

○千綿委員

281ページの各焼却場は合併しましたよね。よそのところの処理場に加盟している部分  
をずっと払っていくようになっていますが、これですよ、合併して、よその全国の自治体  
でも同じようなことが起きていると思うんですね。例えば、小城に払っている部分があっ  
て、小城は合併して今度いろんな部分で持ち出しがあるとかないとかいうのが出てくると  
思うんですが、これはいつまで払う予定になっているのかというのを一覧表でもらえませ  
うか。例えば、小城には今まで塵芥処理で払っていますよというのが、いつまで払うのかと  
いうのをぜひ資料としていただきたい。

それと、現在の佐賀市内に、富士町とかいろいろ焼却場がありますが、これの統廃合の  
計画、例えばいつまでに廃止しますよとか、いつぐらいまでにこれはなくなりますよと、  
そうしないといつまでもランニングコストがかかっていくわけじゃないですか。せつかく  
順次、ごみの収集を佐賀市全域に拡大されているわけですから、残していても、逆に意味  
がないという部分があって、何年ぐらいまで各焼却場が残っていくのかということによ  
かったら一覧表でいただきたいというのが1つ。

それと、282ページの3010運動ですけど、3010運動で効果が出ていますか。京都市が実  
はごみの焼却を半減されているんですね。いろんな施策をやられているんですけども、  
やっぱり3010、そこで食べてくれというのは難しいので、持って帰る。例えばホテルで懇  
親会がありました。持って帰って自分の家で食べるとかいう部分を結構推奨されているん  
ですね。そうすると、ホテルのごみの処理費用とかが減るわけですね、当然ながら。片や

二酸化炭素を抽出しなきゃいけないので、ある意味で稼働はしなきゃいけないんでしょうけれども、でもごみは減らさなきゃいけないと思われているわけですね。企業系ごみが多くなっているというのがあれば、やっぱりそういう施策というのを複合的にしないと3010運動で私は余り減ってないと思いますけど、そこら辺どうなんですか。

○和田環境部副理事環境保全課長

2つあったと思いますが、一覧の広域組合の話ですが、ごみ処理に係る広域組合は、281ページが一番下の脊振共同塵芥、ここだけでありまして、広域組合に入っているのはここだけです。

ここについては、平成35年度でその広域組合を廃止しまして、神埼と吉野ヶ里は鳥栖の広域組合に加入することに決まっています。そこまでこの金額がいくという形になります。

一覧は後で、この脊振の一覧ということですね。

それと、ほかの大和、富士、川副の廃止の計画ということですね。これも計画がまだ水処理の状況を見てということになって、この間の決算でも協議されましたように、それは大和ですが、富士と川副についてはもう水質は大分落ちついていますので、今年度で廃止届けを県のほうに出しました。それで出して2年間は様子を見るんですよ、水の状況はどうかということ。それで水が問題なかったら、水処理施設はもうおしまいという形になります。大和についてはまだ別個ちょっと課題がありますので、その2つについてはそういうことをございます。資料を出したほうがいいですか。

(発言する者あり)

○千綿委員

最後になります。292ページですが……

(発言する者あり)

ああ、済みません。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

3010運動ですが、ちょっと効果は後で説明するとして、京都の半減ということですが、これは京都で確かにあっています。それで、事業系ごみもいろいろやっていますが、京都が条例で、しまつのこころ条例と言いまして、それを条例で規定しまして、大学の役割、事業者の役割、全部規定して、それを義務化しているんですよ。行政がもっと企業に入ったり、どうかすると、分別をしていない事業者に対して焼却を受け入れないと、そこまでの条例をつくっています。

最終的にはそこまでしないといけないのかもしれませんが、現在は3010運動で啓発という形でやってみて、その効果ということですけど。

○循環型社会推進課職員

3010運動の効果ですけれども、なかなか具体的に、それをしてどういうふう減っているのかというトン数とかを出すというのは難しいかと思いますが、今現在、広報活動を

やっている中で、アンケート等をとってみました。環境保健推進協議会とかでのアンケートの結果では、実際に3010運動をやったという、実践をした方の中で、それをやったことによって減ったということで効果があったと感じるかどうかというのは8割ぐらいの方が実際に効果があるというふうに認識をされています。実際その宴会等の場で、幹事の方が一言、今から3010運動しますとか、食べ残しをしないようにできるだけ食べてから帰りましょうよという一言を言っていただくだけで、大分席に着いて食べる方がいらっしゃるのは事実ですし、そこでその呼びかけをすることにより、その宴会場の中での食べ残しが減るといのは、効果としての実感はありますので、そういったものを地道に今は広報をやっているという段階でございます。

○野中宣明委員長

千綿委員、先ほどの説明で、資料はもう要らないですか。

○千綿委員

いいです、難しいでしょうから。

○野中宣明委員長

はい、わかりました。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

さっきの持ち帰りの件ですが、実は今、佐賀市でもったいないプロジェクトというのが2つありまして、3010運動の推進と佐賀市3R推進パートナー制度ということでやっています。そのパートナー制度の中で、例えば宴会場で持ち帰りのバッグの提供とか、そういうのもメニューに入れて、それを登録制としてそこをちょっと啓発していくと。ごみを出すと思われる事業者のところに推進店制度ということで、それで進めていくということを1つやっております、そこでまたもっと活動を活発化していきたいと思っています。

○千綿委。

京都が条例をつくってやっているのは知っています。そこまで強制力がなくても、条例をつくれとは言いませんので、かなり多岐にわたる施策をやられているんですね。条例をつくらなくてもできることはいっぱいあります、ドギーバッグも含めてですね。一時期、ホテルからノロウイルスとかいろいろあって、持ち帰りがなかなか難しいというのはあるんですが、持ち帰って大丈夫なやつもあるじゃないですか。京都のやつをしてみると、自己責任で持ち帰って食べてくださいと、当日の間に食べてくださいとなっていますよね。だから、そういうのをもうちょっとやっばり広げたほうが、実際持ち帰ってもらうことによって、家族で食べられる。1人食べる量は結構限界があるわけですよ。だから、特に酒飲みは余り食べないわけですよ、正直言うと。それよりも持ち帰ったほうがいいのであって、ただ、一般に飲食店で言われているのは、何か持ち帰り禁止みたいな方向で捉えられているので、そうではなくて、持ち帰ってもいいものはどんどん持ち帰ってくださいと。それで家族で食べてくださいというほうが、ごみの減量に私はつながると思うので、そこ

は複合的に、京都などを研究されて、条例で制定しなくてもできるやつがいっぱいあります。だから、そこを複合的にやっていかないと、なかなかごみは減らないと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいということが1点。

それで、292ページにちょっと移りたいのですが、以前ですよ、学校給食の残飯分のごみを堆肥化していましたよね。あの結果はどうなりましたか。近ごろ余り聞かないんですよ。ごみの堆肥化と言われてはいますが、実は農林水産部では竹の粉碎機を買っています。駆動率がめちゃくちゃ悪いです。実はごみの堆肥化のときに一番有用なのは、竹の粉碎したやつというのは非常に微生物がすみつくのでいいですね、堆肥化にとっては。だから、その農林水産部の竹の粉碎機とかを連携してやるとか、そういったことも含めてやらないとどうしようもないと思うので、今、学校の堆肥化していた機械とかはどうなったんですか。あれは多分環境だと思いますけど。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

以前、赤松小学校で給食のプラントがあって、今どうなっているのか、ちょっと情報は知り得ていないのですが、実は食品リサイクルを進める上で、やっぱり佐賀市も教育委員会というくくりで、事業所として捉えた場合には、何百トンの廃棄物を出しております。だから、教育委員会のアプローチというのも大切だなと思っておりますので、今後やっていきたいと思ひます。

○野中宣明委員長

もう一点答弁ありますんで、食べ残し対策の検討の考え方、どうぞ。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

京都市も参考にしながら、また事業者の協力も得ながらしないといけないので、啓発等をして、やはりその事業所がやれるところをやらないと、こっちでこれをやってくださいと言うよりも、幾つかの選択肢を持ちながら、うちはこれがやれるよというのを、選択肢を広げて、手を挙げていただくということでやっていきたいと思ひます。

○千綿委員

だから、先ほどの答弁に対する質問ですけど、要は市役所だけよくなってもだめなんです。事業者も。だからウイン・ウインの関係じゃなかったら続かないということなんです。事業者がごみを排出したらお金を取られるわけじゃないですか。それが減ることによってメリットがあるわけですよ。ドギーバッグも含めてですけど、やっぱり持ち帰りをもっとアピールして、刺身を持ち帰れというのは言えませんが、例えば刺身以外のてんぷらとかはその日に食べていただければ持ち帰ってもらったらいいいわけじゃないですか。だから、そのウイン・ウインの関係を築けるような施策をやってくださいというのが1点と、さっき赤松小学校の、私も何委員会か忘れましたが、見に行きました。動いていたのを記憶していますので、今どうなっているかわからないというのも、ちょっと待つてよと私からすれば言いたいわけですね。せつかく、多分あれ何百万円かかかっていた機械だと思



うんですよ。あれがどうなっているかわからないというのは、総括もできていないということじゃないですか。だから、そこはやっぱりもうちょっと責任を持って、お金をかけてやっているわけですから、やらないといけないんです。そのときは堆肥化したやつを花壇に全部まいて、処理は全部その学校内で終わっていましたがけれども、例えば、そこら辺のこともどうなったかも含めて総括をして、そしてそれがもし有用であれば、ほかの小学校に薦めると。なっていないということは有用じゃなかったということでしょうけれどもね。そこはやっぱり総括をしないと、だから、新規事業でやります、やりますはいいいんですけど、やったことがどうなったのかという総括をやって、そして有用なことはふやしていくということをやらないとだめだと思いますけど、いかがですか。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

ウイン・ウインの関係はもちろんやりたいと思います。

赤松小学校の件ですが、この事業がですね、私がちょっと知り得たのは、教育委員会のときの分を私が知っていただけで、済みません、環境部と教育委員会がどういう役割分担でやっているかというのをもう一回改めて確認して、ちょっと考えていきたいと思います。

○野中宣明委員長

千綿委員、確認ですけど、さっきの資料の請求の件で、1点目の脊振の処理場の負担金の今後の支払い、これは。

(発言する者あり)

もうよろしいですか、2つとも要らないということ。

○嘉村委員

先ほどの千綿議員が質問された、ごみの収集車の件ですけども、現在、燃えるごみ、パッカー車は何台稼働していますか、直営では。

○和田環境部副理事環境保全課長

10台でございます。可燃ごみ10台です。

○嘉村委員

数年前に確認したときには、将来的には今の現業職の方々を不補充としているから、これはもちろん台数は減らしていきますよというふうなことを断言されていたんですよ、当時の課長が。それは減らしていくと断言されたのか、いきたいという希望的な観測もあったのかわかりませんがね。そう言われていたんですよ。だから当然アウトソーシングしたほうが、この経費はかなり安くつきますし、それからまた民間の業者もかなり収集能力ありますし、その体制も十分できているから、これはもう将来的にそうやったほうがいいですよということを言っていたんですよ。それで、今、退職不補充でしょう。いわゆる現業職は不補充でしょう。最終的に現業職の人はいなくなってしまうということになるわけでしょう、いずれ。

○和田環境部副理事環境保全課長

一番最近、平成11年に職員を採用した後は採用しておりません。ただ、その中の平成27年3月だったと思いますけど、答弁の中でも、市の全体の中でどういうところに、現業の部分をやっていくところ、ここは民間に委託するところ、その辺を考えていきたいというふうな答弁をしていると思います。

また、先ほど言ったように、職員組合との話もありますので、そこは我々としては、この前の熊本地震とか、柳川の水害でも直営があったからすぐ派遣できたというのもありますので、そこら辺を考えながら、他都市の事例も考えて、どれぐらい残すかをまずしていきたいと思っております。

○嘉村委員

職員だけじゃなくて、民間でもいち早く来てくれるんですよ。北川副でもこの間、何か質疑があってましたよね。北川副、僕も現場にいたんですよ。職員が来るのは遅い。民間の某建設会社の人たちが来て、瓦れき処理をやってくれてたんですよ。そのとき僕はたまにたまたまいたわけです。そうすると、どこに瓦れきを置けばいいですかって話になったから、公民館の駐車場、今の新しい駐車場の横に旧駐車場があったから、そこに置かんねって、僕が指示して進めたんですよ。そのくらい遅かった。だから、民間もかなり協力してくれますし、そこら辺を考えると、できるだけ民間でできることは民間でということ。それから、先ほどの現業職の人事も、現業職はいわゆる清掃センターだけではなくて、ここにありますから、できれば全体の中で人事をやっていけばいいのではないかというふうに以前も提言したことがあるけれども、そういう中でも、もう民間にできること、つまりごみの収集車に関しては全て民間に委託したほうが良いというふうに思っています。答弁はいいです。

○山下伸二委員

6番の17ページ、東よか干潟の拠点施設整備事業、これはいわゆるビジターセンターのことですかね。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

はい、ビジターセンターと、これから協議会の中でどういう機能を持たせるかというふうな話し合いをされると思いますけれども、今出ているのはビジターセンターと、あと何か佐賀の特産とか物産とかもちょっと置けるようにしたいなというふうな意見は出ております。

○山下伸二委員

これラムサール条約に登録されたときから、ビジターセンターの建設については一般質問等でも要望が出されていて、国からとか県からの補助を含めて予算確保したいという方向が示されていたんですけども、こういった国からの補助金等の見込みとか、そういったことはわかりますか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

平成27年度に登録をしてから環境省とかにも要望書を出しておりますけど、ナシのつぶでだったと。環境省の関係の方とかに聞いたところ、やはり荒尾干潟の後は何も計画はないと。有明海に何か所もつくる予定はないというようなこともありまして、まず環境省がつくってくれるというのは希望が薄いなというのは感触を受けておりました。環境省がつくるとなると、やはり物産品とかを売るような施設はできないので、本当の研究とか学習とか交流ができるようなビジターセンターというような形になりますので、そういうところも含めて考えると、今回ふるさと納税で資金を提供したいということも御提案を受けていますので、そういうことを活用して佐賀東よか干潟独自の何か施設ができればというふうに考えているところです。

○山下伸二委員

今の答弁を聞くと国からの補助はもう見込めないということで、残念だなと思うんですけども、そうすると佐賀市の持ち出しでとなっていくと思うんですが、実は建設環境委員会、1期前の建設環境委員会で千葉県の谷津干潟、ここもラムサール条約に登録されていますけど、そこに視察に行つてビジターセンターも見させていただいて、環境学習の場とか、それからの交流の場、当日小学生も社会の授業で来られていたりだとか、あとボランティアの方たちがいろんな学習をされたりとかを見て、ああいったのをイメージしていたんですけども、国からの補助がないと非常にそういう大がかりなものは厳しいかなと思うんですけども、これから協議会の中で検討されると思いますので、ぜひそういったものも参考にさせていただきたいというふうに思います。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

実はきょうとあしたにかけて協議会の施設の検討委員の皆さんが谷津干潟と関東方面のそういう施設の視察に行かれています。私たちも谷津干潟、職員何名か行っているんですけども、やっぱり目の前で野鳥を観察できたりとか、皆さんが交流できるような施設ができていますので、ああいう機能を持ったものができればいいなということで皆さん思っ

○山下伸二委員

私も谷津干潟のビジターセンターを見て非常にいい設備だなと思ったので、私もああいうのができるかなと、有明海にできるのかなとイメージしたものですから、それはそれをお願いします。

それと15ページの洞鳴の滝、これは建設環境委員会でもいろんな提言をしてきたので、ぜひ前に進めていただきたいんですけども、ここはよく通るときに見ると、水量はある程度安定していると思いますが、年間の水量というのは安定していると見ていいですか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

今回建設するに当たっては10年間分の毎日の水量というのを測定したデータが必要でしたので、それは九電の御協力でいただいているんですけども、よほどの渇水期がない

限りは大体安定した流量がありますので、一応発電に必要な、発電に使おうと思っている水量というのは、河川の維持に必要な水量を除いた分というふうにしていますので、発電に使った後も維持はできているというふうに思っております。

○山下伸二委員

それで、発生した電気は売電をされるんですけども、年間で幾らぐらいの売電収入を見込まれているのか、改めて確認させてください。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

余剰売電になりますので、使い方次第になるかと思いますが、全く使わない、全く使わないことはないんですけども、全量売電したとして、今1キロアワー当たり34円になっていますので、大体年間70万円から80万円程度かなというふうに試算はしています。ただ、施設を使えば使うほど売電量、額は落ちていきます。

○山下伸二委員

それと、施設計画についてはここに書いてあるんですけども、環境学習、市内の皆さんで環境学習にも使っていただきたいという説明があったんですが、これ駐車場とかの整備はどう考えられていますか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

駐車スペースについては、郵便局から東のほうに入っていったところが、道が両方に、県道が分かれています。その間がちょっと小高くなっていますので、そこに五、六台とめられるかなというのと、あそこは県道がまだ残っています。そこで県ともちょっと御相談をさせていただいているような状況ですけども、道としての機能がないというようなことがはっきりわかれば、その後、県とまた御相談をさせていただきたいと思っています。

○山下伸二委員

私も行くとき、2つに分かれているところにとめるので、済みません、あそこがまだ県道としての機能が残っていると知りませんでした。先ほど言われたように、もし県道としての機能がないのであれば、ちょっとした駐車スペースとかに使えるので、ぜひそのあたりは県との協議をお願いしたいと思います。

○松永幹哉副委員長

最終的に駐車スペースは何台の予定で今計画していますか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

先ほど言ったちょっと高台のところには多分五、六台とめることができると思うんですけど、おりていったところにも4台程度多分とめられると思います。道のところも県と協議ができて、最終的にとめることができる台数は、ちょっと図面で落としたところ、五、六台かなというふうな形です。

○松永幹哉副委員長

トータル今15台ですよ。ということは、これだけの施設で、地元の特産品まで売った

りする中で、15台といたらすぐ満杯になりますよね。これは今後、駐車場整備については、もう一度考え直すところがあるんじゃないかな。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

これまで利活用については、いろんな方がいろいろ御意見をお持ちで、いろんな提案とかをされていたんですけども、三瀬村全体でいろいろ考えたときに、どんな使い方をするかというので、また新たにいろいろ話を進めているところですけど、物産館としてはちょっと、ほかにも施設がございますので、そういう機能は余り持たせることはないんじゃないかなという気がしています、話をする中では。ただ、イベントとかをしたときに、地域の特産物を一緒に売るとか、そういうことは考えられているかと思うんですけども、あのあたりに新たに駐車場というのはなかなか用地的にないと思いますので、何か大きなイベントをする際には三瀬支所にとめていただいて、歩いてきていただくとか、自然散策をしながら来ていただくとか、ちょっとそういうことを考えないといけないかなと思います。

○松永幹哉副委員長

歩いてくるといえるか、駐車場がないと、人は来ません。これはもうあちこちの観光地、それからどこについてもそうですから、駐車場についての整備の方法というのは地元と話しながら、あるいは下においていくところも農地ですけども、やり方によっては開発できますよね。その辺はもう一回検討しないと、15台じゃどうしようもないと思うんですよ。どうでしょう。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

建設をしてみて、どのような利用状況かということで、相当な数の方がいらっしゃるのであれば、駐車場を考えないといけないと思います。ちょっと農地のところを言われたのは、宅地からもう一つ先の農地のことですか。

(「いや、下においてたところ」と呼ぶ者あり)

今用地として持っているところではなくてですか。

○松永幹哉副委員長

開設して様子を見ながらではなくて、準備をしておかないと人は来ないんですよ。駐車場もなかったらやっぱり帰りますよね。最初から人を呼ぶためにはそういう設備をつくり、駐車場を整備しないと車があふれているから整備をしますと、それじゃ当然遅いです。本末転倒になる。そこは本当に駐車場については当初から計画をしないと、これは内容がよかったら計画倒れしますよ。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

なかなか周りであいている用地は厳しいかもしれないんですけども、入り口のところや、ちょっと先に行ったところで何か御相談できる場所があればというふうに思いますので、また、そこは地元と話をさせていただきたいと思います。

○松永幹哉副委員長

それと、地元負担をかけないがために、ごみの取水口、それから河川の清掃関係を設計するという話で、附帯決議の答弁に返ってきたんですけども、その辺の具体的な内容はどういうふうなやり方なのですか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

水管理をなるべくしないでいいようにというふうに考えましたので、水路の途中に、オーバーフローするような水というのは、もうそのまま、また川に戻すような形で、決まった水量だけが水車のほうに流れるような形にしています。取水口からは、しばらくは暗渠ですので、ごみが入るといのは余りないかと思えますけれども、開渠部分になってから落ち葉とかが入ってもいけませんので、その場合のために手前にスクリーンを置いて、そこでちょっと葉っぱとかを区分するような形にして、その後はまた暗渠になっていますので、水管理とかごみ管理、それから途中で砂を吐き出すところを設けていますので、そういう面では始終水路に張りついておかないといけないとか、そういうことではないので、その点では管理的には大丈夫かなというふうに思っています。

○松永幹哉副委員長

やっぱり山間部はいろんなものが流れてきますよね。取水口の暗渠部分の入り口も当然詰まりますよね。だから、そういう意味では、本当にごみの撤去は必ず発生するんですよね。物すごく軽微にそれができるような、そういうやり方をしてやらないと本当に大変ですから、そこは設計のときに十分に検討してください。以上です。

○黒田委員

先ほどの東与賀干拓の整備で、答弁では、私の解釈ですが、国とかの助成という関係で大変厳しくというふうな受け取り方をしたから、やはりそれをつくるとするならば、私はぜひともあった方がいいというふうに思うのですが、やはり青少年の研修の場とか、また観光の物産展の道の駅とか、それともう一つは漁村、そういうものも含めて全庁的にしていかないと、これは何か難しいような気がする、金が物すごく要るわけだから、そこを含めて、やっぱり全庁的なプロジェクトの中で進めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。要望です。

○川原田委員

もうこれはやらざるを得ない事業だと思いますけれども、本当に今副委員長が言ったように、計画的にやっていかないと、私これ地元の自治会とか巻き込んでいるのかなと、巻き込まないとうまくいきませんよ。こんな1億3,700万円も金をかけてやるわけでしょう。私は別段三瀬のことをどうこうじゃないですけども、やると決めた以上は、先ほど言われたように、ある程度シミュレーションをしながら、こういうふうにしてお客さんと呼ばないといけないとなったときに、たった五、六台の駐車場でどうするかというふうになってくるわけですよね。形の上で言ったからやると、そういうことだったら、この1億3,700万

円という金は無駄じゃないですか。それやったら私たちに100万円ずつ配ってくれて河川清掃に充てたほうがよっぽどいいと思いますよ。もうちょっとしっかりしたシミュレーションでやっていかないと、余りにも簡単にね、あなたたちもしこれが自分のお金だったらどうしますか。そうでしょう。私が一般質問で言ったように、これだけ河川清掃で地元の方は苦勞していますよと言ったって、いや限られた予算の中と、そんな答弁しか出てこないじゃないですか。私ね、これやることに反対しているわけじゃないですよ。ずっと議論してきているから、もうやらざるを得ないでしょう。でもね、ではどうやったら人が来て、これは三瀬の名所になるかということを中心に全く考えてないでしょう。そんな事業はだめだなというふうに思いますよ。本当にしっかりしてくださいよって、ねえ百崎副部長、お願いしますよ。

だから、やはり地元の方に駐車場が不足していますから、将来的には御相談できませんかと、そういうことをちゃんとやっていかないと、もうつくってしまったら、お客さんは誰も来ないから仕方ないねって、こんなことでいいのかなと思いますよ。地元の方をしっかり巻き込んでくださいよ。答弁できましたら。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

お叱り、重々申しわけございません。地元の方とはずっと話をしていく中で、やっぱりいろんな思いを持っていらっしゃる方があって、こういう使い方をしたい、ああいう使い方をしたいと、いろいろ御意見をいただいています。ただ、それを一遍にとというのはなかなか地元の方も大変だろうと思いますけれども、我々もいろいろアイデアを出しながら一緒にやっていきたいという思いを、先月ですかね、言ってまいりました。特に流域の4地区の方が一番活用されるかなという思いもありましたので、特にそこにはまた足を運んで、今後もしばしば寄せていただいて、いろいろ話をさせてくださいと、いろんなアイデアをくださいという話をしています。

早速、山海釣り大会をしたいとか、前の田んぼのところをちょっと活用して、子どもたちと農園をしたいとか、そういういろんなお話を受けていますので、それは職員と一緒にやっていきたいと思っていますし、あと、やはり環境部だけではどうしても無理な部分がありますので、今、観光振興とか農業振興といろいろ話をさせてもらって、こういうときにはこんな協力をしてくださいということをしています。いろいろ情報共有しながらやっていこうというふうにしています。

地元の方もやはりずっと長年の思いだったので、そこをどうにかしたいということで、建設に先立ってあの辺は植栽をしていこうとか、そういう話もしてあって、思いは十分受けておりますので、一緒にやっていきたいと思っております。

駐車場の件は確かに周りに用地がなくて、大変厳しいところもありますけれども、どこか御相談できる場所があれば、また地元と話をしていきたいと思います。

○野中宣明委員長

ほかございませんか。

○中山委員

283ページが一番下のごみステーションの維持管理ということで、3,700万円ついていますが、このごみステーションは今ふえていますか、減っていますか、それとも維持、何カ所ぐらいありますか。

○和田環境部副理事環境保全課長

ごみステーションにつきましては、ふえております。というのが、特に10戸未満のアパートで、自治会には出してくれるなというおしかりというか、アパートのほうはどうしても単身者とかあってですね。ですので、そういう関係でいうとふえております。ごみステーションの数については、今、平成27年で4,500カ所余りありますので、今後もふえていくと想定しております。

○中山委員

例えば、私の地域でも新しい集落がどんどんできておまして、そういう点での収集体制というのか、先ほど可燃ごみは10台とか言ってありますが、そこら辺はどうでしょうか。

○和田環境部副理事環境保全課長

沿線ですので、近くにもステーションがありますので、そこは対応可能だと思っておりますので、十分できると思います。

○松永幹哉副委員長

3番の281ページの、ごみ処理の施設統廃合の関連経費の周辺整備の計画の説明がありました。これももう少し詳しく説明できますか。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

ごみ処理施設統廃合関連経費につきましては、今年度6,900万円計上しております。これの内訳が清掃工場の周辺地区の分が4,500万円、最終処分場の周辺地区で2,370万円程度になります。

整備箇所としましては、道路整備が11カ所、水路整備が2カ所、その他1カ所、合計14カ所という形になります。

○松永幹哉副委員長

以前はその整備箇所を一覧表でもらっていたと思うんですね。ですから、いつからいつまでの、整備時期も含めてその資料提出をいただけますか。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

平成22年度から始めておりますので、その資料は準備します。それで、このときちょっと説明していなかったのですが、平成29年度、来年度でこの整備は終了という形になります。

箇所数とかの一覧ということですよ。



○野中宣明委員長

いつまでに出せますか。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

あさっては委員会ありますか。

○野中宣明委員長

あさっては一応採決・まとめになっています。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

それじゃ、あしたまでに出します。

○野中宣明委員長

あした中ということで、よろしいですか。お願いします。

○松永幹哉副委員長

それと、不法投棄等の監視経費、これはどこの部分に入っているんですか。

○和田環境部副理事環境保全課長

283ページのごみ対策事業、環境保全課分、この中に入っております。

○松永幹哉副委員長

以前はカメラの維持経費、それから台数と、その辺をずっと説明があっていたと思いますが、今はその辺はどういうふうになっているんですか。

○和田環境部副理事環境保全課長

現在も大和と川副のほうに、合計3台の監視カメラを設置しております。

○松永幹哉副委員長

実機が3台で、そうじゃないやつもありましたよね、ダミーというか、カメラ。そういうものの移設とか設置場所の方法とか、前はずっと変えて、1カ所だけじゃなくてやられていたと思うんですけど、その後そういう計画というか、どういうふうになっているのかということと、カメラの今後のあり方、その辺はどうなんでしょう。

○和田環境部副理事環境保全課長

委員おっしゃるように、やはり不法投棄などが多い場所に移設をしております。今後も、我々パトロールしておりますので、不法投棄の多い場所を見たら、簡単に移設ができますので、その辺を含め不法投棄の多い場所へ移して、またダミーもつけておりますので、そこも常時維持管理をしながら、不法投棄の防止に役立てたいと思っております。

○松永幹哉副委員長

実際に映像に映って不法投棄があったのを追いかけてというふうな、そういう摘発みたいなのは、近年はどうなんでしょう。

○和田環境部副理事環境保全課長

川副のほうでタマネギの不法投棄がありまして、そのときは警察と話をして、罰金をとということで事例があります。近年は不法投棄がカメラに映ったという事例はありませんの

で、最近はないです。

先ほど中山委員のときに、ごみステーションの数を申し上げたのですが、これがステーション維持管理補助をもらっているステーションの数を申し上げまして、それ以外を含めまして5,564カ所、可燃物のステーションがあります。約5,500カ所あります。訂正いたしたいと思います。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

松永幹哉議員の質問で、不法投棄のことは283ページのことを言われたんですかね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

283ページの、ちょっと下のほうの不法投棄物等処理業務委託料150万円、これについてはカメラの経費じゃなくて、実際不法投棄をされたものの処分費用です。例えば、廃家電とか、そういうのがあって、それを産廃業者のほうに処分をしないといけないのですが、その費用が委託料として150万円という形になります。

○野中宣明委員長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第1号議案の審査を終わります。

環境部の職員は退室されて結構です。御苦労さまでした。

◎執行部退室

○野中宣明委員長

そしたら、休憩を15分ほどとりましょうか。

では、10時15分に再開いたします。

◎午前10時58分～午前11時14分 休憩

○野中宣明委員長

それでは、再開いたします。

まず、審査に入ります前に執行部の皆様に対し申し上げます。

委員会は限られた時間で集中的な審査が必要でございますので、簡潔な説明、これを心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費につきましては主なもの、そして前年度と比較して大きく変わったもの、このことを中心にお願いをいたしたいと思います。

答弁は役職にかかわらず質問に対して回答できる方で速やかに答弁するようお願いいたします。

では、建設部に関する議案の審査に入ります。

まず、条例議案及び一般議案から審査いたします。

第23号議案を審査しますので、執行部から議案の説明をお願いします。

◎第23号議案 佐賀市手数料条例の一部を改正する条例 説明

○野中宣明委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○千綿委員

佐賀市内でその対象となる建物とかどれくらいあるのかということと、その方たちへの告知というのはどうされているんですか。

○柿原建築指導課長

対象となるのは、年間四、五件というふうになっております。四、五件です。

告知においては、もう去年から説明会等が開かれておりますし、本人というより、出すのは大体設計者、設備者ということになりますので、その方たちの講習会等はもう開かれております。

○千綿委員

その建築物エネルギー消費性能適合というのは、具体的に素人にわかるように説明していったら、例えばどういうことですか。

○柿原建築指導課長

この法律ができた理由は、省エネ法というのがまずあったと。それはもう御存じであると思えますけど、これが産業、運輸、建築というふうに3つの部門に対して省エネしないとだめだよという話があって、規制が努力義務という形でかけられていたと。それで、産業、運輸に関しては省エネというか、ちょっと省エネ化が進んで少し下がって来ていたんですけど、建築に関してだけなぜか上がっているという話がありましたので、それで省エネ化をより進めるために強制力を持った法律をつくったということになります。

○野中宣明委員長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑はないようですので、第23号議案の審査は終わります。

次に、第24号議案を審査しますので、執行部から議案の説明をお願いします。

◎第24号議案 佐賀市営住宅条例の一部を改正する条例 説明

○野中宣明委員長

ただいまの説明について御質疑をお受けします。

○山下伸二委員

解体は済んだということですが、条例から削るということですが、この跡地はどうされるのでしょうか。

○樋渡建築住宅課長

この跡地ですけれども、市の都市計画道路呉服元町淵線の上になっております。ということで整備を待たれているところですので、解体とあわせて、今回、防草シートで覆いまして、木ぐいとロープにより土地に立ち入れないようにしております。そして、市の道路

の部門に管理を移管する予定としております。以上です。

○山下伸二委員

呉服元町渕線が整備されるまで防草シートで覆ったまま利活用はしないということでしょうか。

○樋渡建築住宅課長

はい、そのとおりです。

○山下伸二委員

何年ぐらいかかりますか。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

呉服元町渕線につきましては、今はまだ着手時期については決まっておりません。都市計画道路につきましては、今、道路整備プログラムを策定しておりますけど、少し来年度、見直しをかけたいということで考えております。その中で、呉服元町渕線につきましても、どういった時期に着手をするのかというのを決めていきたいということで考えております。

○千綿委員

全部が道路にはかからないわけでしょう。道路にかからないところはどうするんですか。

○樋渡建築住宅課長

全部が道路内にかかっております。

○千綿委員

いやいや、敷地全部道路なわけ、余る土地はないわけ。

○樋渡建築住宅課長

全部かかっております。

○野中宣明委員長

ほかございませんか。

○中山委員

どれくらいの広さですか。

○樋渡建築住宅課長

計画幅員は16メートルと聞いております。

○中山委員

道路にかかるところ、敷地全体の広さはどうなっていますか。

○樋渡建築住宅課長

敷地面積は1,550平米余りです。

○千綿委員

ということは、そこで足りない部分も出てくるという認識ですよ。きっちりそこじゃないはずですよ。だから、プラス何メートルか買収もしていかないといけないということでしょう。そう言ってもらわないと、びしっとそこが道路だけですよという話じゃない

でしょう。そこはちょっと。

○樋渡建築住宅課長

道路敷地内、計画道路の敷地内に全部市営住宅がありますけれども、ほかの部分は民地としてありますので、そこは確保していく必要があると思います。

○野中宣明委員長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかございませんので、御質疑はないようですので、案24号議案の審査はこれで終わります。

次に、第27号議案を審査しますので、議案の説明をお願いします。

◎第27号議案 市道路線の認定について 説明

○野中宣明委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○千綿委員

ちょっとこれ部長にお尋ねしたいのですが、ほとんど今は市道の新規のやつとかは50戸連檐でできたところとか特に多いと思いますが、以前から言っているように、例えば、5反要件があって5反ずつしか開発できないじゃないですか。例えば、白地が隣接していたときに5反、5反で1ヘクタールの開発ができたとしても、その道路が全部行き当たりになっているんですよ。例えば、普通に考えれば、大和がそうですけど、要するに計画的な配置をやってないので、大和も結構50戸連檐以外でもう行き当たりというか、要するに行きどまりという道が結構多いんですね。例えば、50戸連檐の2回の開発でも出る可能性があるのであれば、最初から通れるように、そこの中を全部通れるようにという地区計画みたいな形のやり方というのは想定してなかったのかどうか。多分今はもう50戸連檐の土地も余らないのであれですけど、できた当時とかにそういう想定にならなかったのかなとちょっと思ったりするのですが、そこら辺についてどうでしょう。

○志満建設部長

確かに50戸連檐がそれぞれの時期がずれて開発をされていますので、どうしても行く行くは一体的な住宅地というか、ある程度一団の住宅地にはなるんですが、それぞれがそれぞれの時期で開発をしますので、横串というのがなかなかできないという状況はやっぱりあります。実際、業者のほうも自分たちが開発するエリア内での開発事案として申請をされますので、そこでやっぱり最大限の効果的な開発ですから、必要以上の道路をまた提供していただいて、そこがまた横でずっと連続すれば、今おっしゃったような横串の一団のある程度計画的な道路がずるっとできると思いますが、なかなか今現状ではそういうタイミングのずれがありまして、できない状態です。これについては、できないからだめですよというのも余りにも私もつれないので、行く行く開発するだろうという土地というのが

大体ある程度想定はしていますけれども、50戸連檐そのもののあり方についても、今、内部でちょっと検討をしておりますので、それも議題の一つとして検討課題の中に入れて、そのとおりにできるかどうかわかりませんが、ちょっと研究はさせていただきたいと思います。

○千綿委員

鍋島の場合でいくと、当然その道が行きどまりになっているんですけど、今度新しく開発したところも実はそこまで道がついていますが、1メートルぐらいあいているところがあるんですよ、結果的に。それつなげばつるっとなるんですけど、要するに後で開発したところが当然そのつなぐ可能性もあるということで、多分その道路延長を持ってきてあると思うんですが、そういうときって結局その土地ではないわけじゃないですか。つなげれば物すごく利便性が上がると思うんですが、その対応ということも含めてぜひ検討していただきたいなど。利便性が上がるようなやつはやっぱり市役所でやらなきゃいけないのかなと。そこが民地なのか、公有水面なのかということいろいろあると思うんですけども、橋をかければ物すごく利便性が上がるということもあるんですね。そこも含めて、その50戸連檐等々含めて検討されるときにあわせて検討していただければと思います。

○志満建設部長

今の提案については検討させていただきたいと思います。ただ、あくまでも地権者というか、相手方がある話ですから、そういうのも一応考慮しながらですね。

○千綿委員

市道認定したということは市道じゃないですか。道のことを言っているだけであって、市道と市道を結ぶ、例えば橋梁でつなぐということも可能なわけですね。底地は別かもしれませんよ。公有水面など、いろんな場面があるので、要するに市道認定して、どっちも市道となったら、市道と市道をつなぐかつながないかというのは、市の判断じゃないですか。だから、そこは検討してくださいよということです。

○志満建設部長

こちらのほうで検討したいと思います。

○野中宣明委員長

ほかございませんか。

○黒田委員

3,719号でされていますが、要するに認定はまっすぐですが、中に入るところが公園の横からありますね。これは恐らくどこにでもあると思うんですよ、この開発のときにね。そういうのが、そこだけ取り残されるわけですよ。なので、開発するときそれを含めての市道認定が、今の基準では難しいと思うけれども、やっぱり検討して市道認定するような形でできないのか。ちょっと検討すべき事項ではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○小柳道路管理課長

黒田議員の御指摘の仲田代の方です。下のほうの下段の分の公園があってというと、これについては橋をかければ大体市道から市道ということで市道認定できるんですが、これは地権者の希望でとられております。こういう事例もありますけど、今、市道認定の基準要綱を若干見直す検討はいたしております。以上です。

○野中宣明委員長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑はないようですので、第27号議案の審査を終わります。

次に、第28号議案を審査しますので、議案の説明をお願いいたします。

◎第28号議案 都市計画道路大財藤木線整備事業に伴う長崎本線伊賀屋・佐賀間藤の木橋りょう改築工事の平成29年度実施協定の締結について 説明

○野中宣明委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○千綿委員

これを見て思うんですけど、現地にも行って思ったのは、佐賀銀行との事前の協議というのは、この中に全然出てこないですよ。というのは、結局ですよ、同時にしたら佐賀銀行の電算センターに影響があると言われましたけど、私はどうもそこが納得いかないんですよ。要は、振動が共鳴して大きくなるとか、横をするわけだから、どっちみち横をするときのほうが一番影響ありますよね。そのときに、協議がなされていなかったんじゃないかなと。市民にとって4年半もあそこが通れないというのは、物すごくやっぱり不便なわけですね。そうしたときに、同時の工事ができなかったという説明ですけど、ここに出てくる、佐賀銀行との協議などは一切出てきてないわけですよ、実際ですね。佐賀市役所としては、そこら辺ができてなかったんじゃないかなと思うんですけど、それが1点。

もう一個は、この随意契約で、新聞にも載ったように10億円近く金額はふえているじゃないですか。JRとの打ち合わせの中で、あらあらの金額は多分出てくるはずですよ。例えば、JRの金額と市が工事する金額、それがそこまで違ったという大きな要因というのは何ですか。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

佐賀銀行につきましては、1つの用地の提供者といたしまして交渉を重ねてきております。実際非常に長くかかっているというのも現実にあります。理由といたしましては、あそこの電算センター自体が、非常にコンピューター関係の中枢を担う施設であるということで、ATMが全部そこにつながっているというような感じですね。建物自体はかからないにしても、配線がほとんどかかってきます。ですから、配線の調査等にも少し時間を要しております。4年ぐらいかけて、佐賀銀行とずっと協議を続けさせていただきながら、

今に至っているのが現状です。

あそこの電気がとまったときに、供給するエンジンを回すタンク等も地下に埋設をされております。そういったものの移設についてとか、そういったもので少し交渉が長引いている経緯があります。ですから、大財藤木線の場合は、北も南も用地が非常に多く、建物等も多くありますので、その分についての記載はここにはさせていただいておりません。

それと、報道されております10億円程度金額が多くなっているということで、その当時、平成22年から事業を開始しておりますけど、算定したのは平成21年に算定を行っております。そのときには、こういった工事につきましてまだ経験もなかったというところもありますし、JRのほうも、その当時は6億円ぐらいの概算で出されております。それは地質調査もまだ済んでいない状況での試算であったということでお聞きしております。今、6億円から7億円の概算で出されていたものが12億円ぐらいになっております。それは仮設とか、一部は東北の震災後に資材が高騰したというようなものも含まれております。あとは、私どもも、ポンプの容量ですとか、そういったもので事業費が膨らんできております。以上です。

○野中宣明委員長

千綿委員、ちょっとお待ちください。

予算に関しては、第1号議案のところでこの部分の議論は可能だと思いますので、まずJRとの協定ですね、この協定の締結についての分で御質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑はないということでございますので、第28号議案については審査をこれで終わります。

次に、当初予算議案である第1号議案を審査いたします。

まず、歳出第8款第1項土木管理費から第4項港湾費までの説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成29年度佐賀市一般会計予算中、歳出第8款第1項から第4項 説明

○野中宣明委員長

それでは、休憩に入りたいと思いますので、1時間とります。

1時10分再開ということによろしいでしょうか。

それでは、休憩いたします。

◎午後0時08分～午後1時11分 休憩

○野中宣明委員長

それでは、引き続き再開いたします。

第1号議案の説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

○千綿委員



先に議案の続きをいいですか。

○野中宣明委員長

どうぞ。

○千綿委員

先ほどの説明がありましたけれども、タイムスケジュール、これには佐賀銀行との打ち合わせは何も入ってないですね。それは入れとかないといけないでしょう。わからないじゃないですか。資料として入ってなかったら。

なので、そこにね、結局遅かったんでしょって、向こうも悪いかもしれないけれども、基本的に打ち合わせは——もう平成21年に事業認可を受けているわけでしょう。都計審が平成22年ですよ。7年前じゃないですか。その7年前に、もう都計画審の許可も得てしているのならば、その準備はそのころからしてたわけでしょう。佐賀銀行との打ち合わせもそのころから始めてないとおかしいじゃないですか。

なので、どのくらい難しいかというのは、例えば、もう7年前に打ち合わせしとけば、別にこんなに遅くなることはないでしょう。そこを言いたいんですよ。

この資料には全然佐賀銀行は出てこないじゃないですか。そこはなぜですか。

○野中宣明委員長

済みません、千綿委員、まだその箇所には行っておりませんので。

○千綿委員

ごめんなさい。そしたらいいです。次、またあるので。

そしたら、資料ナンバー6の12ページ。ことし50カ所って言われていますが、全体では幾らあるのかってということが1点と、資料ナンバー3の361ページの危険空き家等除去費用の250万円の中に、代執行とかですときの費用とかは含まれるかどうか。要するに、空き家特措法では代執行もできるようになりましたよね。で、喫緊に、もう崩れているので撤去をしてほしいというところは何カ所か私も聞いているわけですよ。その費用はついていのかどうか、ちょっと教えてください。以上2点。

○柿原建築指導課長

先ほどの12ページ、50戸調査するための件数、避難路沿道で調査するというふうなこと、50戸というふうに予定しておりますけど、これは、全体としては150件程度というふうに予定しております。ただ、ことしも40件ほどやっておりますので、これ、2回目というか、続きということになります。

それで、空き家についての代執行ですけど、これについて金額はつけておりません。代執行というのは急に動くべきものですので、予備費等を使って動くべきものではないかと。ただ、タイミングが合えば、当初予算でのせるということは当然あるかと思えます。

○千綿委員

いや、私が確認しているだけでも、これはどう見たって危ないよと。もう危険を通り越

して、台風が来たらどうしようもないことになるところを私は知っているんですよ。何回もつないでいるじゃないですか。それでも周辺の人たちはみんな困ってあるわけですよ。そしたら、もちろん最初は相続された所有者に言ってするのが本来でしょうけれども、あそこまで壊れていたら、周辺住民の方たちはどうすることもできないと、実際言われてるわけですよ。

だから、そこをね、そしたら、どうしたらあなたたちは代執行をするんですか。どこの段階になったときに代執行をするという基準は持っていますか。

○柿原建築指導課長

今のところ、代執行という、行うべき基準というのは特に持っていないので、これは、ことし協議会と一緒に協議していきたいというふうに考えているんですけど、今現在、例えば、風で飛びそうだというものは、一応緊急対応という予算を入れていますので、それによって一時的に対応するという形になるかと思います。

○建築指導課空き家対策室長

代執行につきましては、今年度策定いたしました対策計画の中に手順を定めておりまして、手続としては指導を行った後に、勧告、命令、代執行というふうな流れになるんですけども、勧告以降は協議会のほうで協議をして意見を聞きながら、代執行を進めるように考えております。

予算につきましては、先ほど申し上げているとおり、当初予算の解体費助成等には、工事請負費と、緊急安全措置には含まれていないんですけども、その流れの中で、当初予算にのる部分については、例えば、次年度であったりとか、補正予算を組んだりとか、もしくはそれが間に合わない場合は、予備費のほうを検討するように考えております。

○千綿委員

何回も言いますけれども、何件かもう壊れている、屋根はもう当然壊れています。今度台風の来る時期になって、住民の方はもう御存じですよ。現状わかってあるわけじゃないですか。わかっていて何で予算措置しないのかなと私は思うわけですよ。それはもちろん勧告して、協議会に諮るのも当然ですけども、もう喫緊の課題なんですよ、地元の方にとっては。そこは予算措置するべきだと思うんですけどね。それは意見として。

それと、6番の資料の10ページ、先ほど説明では高木瀬のほうですけど、上高木渕線に、これは12.5メートルになっているんですね。説明では12.5メートルに2.5メートルの歩道をつけると言われていましたよね。ということは、17.5メートルの幅員ということですか。

○姉川環境部副理事兼道路整備課長

全幅が12.5メートルで、うち、2.5メートル、2.5メートルの歩道が外側につくということですので、5メートルを引いた残り7.5メートルが車道になるということになります。

○千綿委員

植木橋木角線は都市計画道路ですよ。多分、この上高木渕線というのは単なる市道か

など思うんですけども、植木橋木角線ももうちょっと広くしたほうがいいのかなどというのは私も提案していたのですが、この50センチメートル広いのはなぜですか。

○姉川環境部副理事兼道路整備課長

これは交通量の関係で、将来交通量の推計によって変わってきますし、都市計画道路のときには12.0メートルということで、その当時、両側に路肩を50センチメートルずつということでとられております。上高木東淵線については、路肩を0.75メートルとるとということで、その分の50センチが違うということになります。

今、計画を立てている状態で、まだ圃場整備のほうとの調整も今後必要になってまいりますけど、その中で最終的な幅員については決めさせていただきたいということで考えておりますけど、今のところ、交通量とか、そういったものの関係で12.5メートルということで計画をさせていただいております。

○千綿委員

ということは、植木橋木角線のほうが交通量は少ないと見ているということですか。結局、そうなるじゃないですか。だから、都市計画道路であって、これは認定されている道路の計画ですよ。都市計画道路が狭くて、市道が広くなるという部分というのは、私はどうも納得できないわけですよ。何でそこだけ、路肩の問題かもしれないですけども、幅員が、例えば50センチメートルなり広がっているというのは、ちゃんとした考えがないと、そこに理由はつけられないのではないですかね。

要は、12メートルをもっと広く、例えば、どこだって広いほうがいいわけですよ、正直な話。植木橋木角線も実際通学道路になるわけですよ。圃場整備の南北の道と交差したりとかしていますので、やっぱりある程度の交通量というのは見込めると思いますから、当然、その幅員というのは何らかの基準があって決めなきゃいけないと思うんですよ。都市計画だから12メートルで、プラス、例えば、安全のために2メートルずつとるとか、そういう部分があって、基準があるべきだと思うんですけど、その基準がもしあれば教えてください。

○姉川環境部副理事兼道路整備課長

道路の幅員につきましては、基本的には今、道路構造令の中で基準があります。その中で、例えば路肩につきましても、0.5メートルから0.75メートルとれるような形になっております。この道路につきましては、基本的に今、0.75メートルとらせていただいて、のり面の路肩や、そういったもので活用したいなということで、12.5メートルという計画をさせていただいております。

植木橋木角線につきましては、その当時、都市計画道路のほうで12メートルという計画をされていた関係もありまして、路肩を0.5メートルということで、その中には、基本的には2.5メートルの中に、今のところ、自転車を走らせるところはどうかということもまた議論の中にあると思うんですけど、一応、警察の今の協議の中では、植木橋木角

線につきましては、基本的には歩道の中を歩いていい歩道にするということで、今現在、協議をさせていただいているところです。

ですから、ここの0.5メートル、0.75メートルのところは、少しでもやっぱり広いほうがいいというところもありますし、自転車にどこを通らせるのかという部分も加味して、今回は0.75メートルの路肩を歩道と車道の間にとらせていただいたという経緯があります。

○千綿委員

3番の資料、367ページの電気料のことでちょっとお尋ねしたいのですが、要は、LEDに随時変わっていますよね。で、前の電気料と比べてどのくらい安くなったのか。LEDのほうが多分使用電力は低いと思うので、今現在でわかっている範囲で結構なので、もしどのくらい安くなったのかわかれば教えてください。

○小柳道路管理課長

電気使用量については、昨年の決算額と比べますと100万円程度安くなっております。

○野中宣明委員長

ほかにございませんか。

○黒田委員

6の資料の空き家の解体費用として、1回50万円で250万円という5件分されていますが、今、その5件のうちに何件ぐらいが使えるとか、予定しているとか、ことしの分が幾らで、そして、将来的にその5件が多くなった場合どうするのか、それまで含めてわかれば。

○柿原建築指導課長

これは解体費の助成ということで、1回50万円、50万円掛ける5件ということでつけております。で、今年度は4件、平成28年度ですね。今までゼロ件とか1件とか少なかったですけど、ことしは4件あったものですから、少し多目で5件というふうにつけております。

○黒田委員

5件以上あった場合どうするのか。

○柿原建築指導課長

5件以上あった場合、一応、ことしはどのような形でですね、予約制にするのか、抽せん制にするのかという形で、ちょっと考えてみようと思っております。それで、その結果によって、補正をお願いするか、中を見ながら順番づけをするかということで考えていこうかと思っております。

○千綿委員

以前もちょっと委員会の中で言ったのは、要件が厳しかったじゃないですか。その緩和をされたのかどうかということと、実は、解体費助成はのべつ幕なしずっとするわけではないじゃないですか。要するに年限を決めてせんと、それこそ果てなく出てくるわけですよ、実際問題として。

だから、その年限をいつぐらいまでに区切るとか、そういうのがあって、ことし5件し

ますという話にならないと、基本計画の中に——済みません。見ていないので、まだわかりませんが、どういうたい方をするのかというのがもしわかっていたら教えてください。

○柿原建築指導課長

今年度、協議会にて、その内容等も含めて協議をしていこうというふうに考えております。今年度については、今までどおりで50万円、5件というふうにしております。

(「要件は変わらない」と呼ぶ者あり)

要件は、今年度は変わらないと。済みません、今年度協議をした上で、今後変えるということはあり得ると思います。

○千綿委員

だから、さっきも言ったように、解体費助成というのはいつまでもできることじゃないじゃないですか。年限を区切らないと、空き家はどんどんふえていっているわけですよ。2030年には30%になるという試算もあるわけですよ。そのときに、いつまでも市が助成するというにはならないと思うんですね。

ですから、年限を区切って、例えば、その日までに解体していただければ助成が使えるということで、やはり早期の空き家対策を進めていく部分にならないとおかしいと思うんですけど、そういうことも協議会で決定していくのかどうかというのを含めて。

○柿原建築指導課長

今のところは、協議会にて意見等をお聞きしようと考えております。確かに、千綿委員のおっしゃるように、ほかの市町村では、例えば、3年間の間に壊す分にはちょっと多目につけるとかいうことがあると思うんですけど、現状において私どもの考えは、税金が少ない方とか、住宅困窮者といいますか、何ていいますかね、お金を余り持っていない方を対象として行っております。で、利活用とか、先のことといいますか、住宅に住みついてもらうと。つまり、営利を目的とするとか、そういう話になると、またちょっと考え方は、やっぱり協議会に諮りながら考えていきたいというふうに思っております。

○千綿委員

今、国がリフォーム対策とかしているじゃないですか。その助成金があるじゃないですか。そういった告知は、どのようにされているんですか。というのがね、国は国で別に補助金を持っているわけですよ。その空き家対策の補助金を。そういうこともちゃんと告知をしていかないと、結局、今、空き家の所有者に対しての告知ということをしていないことには、誰も申し込みをしないじゃないですか。そういう部分というのは、今現在はどうされているのですか。

○建築指導課空き家対策室長

周知については、現段階で行っているというのがホームページとか市報だけですけれども、今、固定資産税の納税通知にも、空き家の対応についての周知を図ろうと準備をして

いるところであります。

ただ、言われているリフォームとかの国の制度については、現段階でこちらの空き家の対策のページでアップしているという内容はございません。それで、関連するような取り組み等について、今後、リンクを張るなど、周知を図っていきたいと思います。

○千綿委員

空き家を突き詰めていくと、空き家の数だけその理由があるんですよ。ケース・バイ・ケースで、物すごく多岐にわたっています。だから、相続したけれども、例えば、自分は今、まだ別のところで稼いでいるので面倒見られないとか、貸したいけど借り手がいないとか、いろんなパターンがあるわけですね。100件あったら100件の事情があるわけですよ。多岐にわたる事情を解決するって、市役所だけではなかなか難しいと思うので、そこは民間と協力するなりしていかないと、相談業務とか、市役所がするには荷が重過ぎると思いますけど、いかがですか。

○柿原建築指導課長

協議会の中で、協議会の中というか、計画の中で他団体との協力を図っていくということをうたっておりますので、協定等を結びながら協力していきたいというふうに考えております。

○山下伸二委員

3番の資料の378ページ。8款3項2目の河川排水浄化対策費、これは全体の目で見ると、昨年より300万円ほどマイナスになっていますね。この全体的な要因をまずお示してください。

○小池河川砂防課長

3億6,400万円が3億6,100万円ということで、320万円減額になっておりますけれども、内容といたしましては、ほぼ前年度並みと考えております。

○山下伸二委員

もともとの額が多いので、マイナスでもほとんど変わらないということですが、今回の一般質問でも出ていましたし、ずっと河川の対策については、前々回の委員会の中でも、決算に対する附帯決議として挙げているんですけれども、そしたら、381ページの13節の委託料1億7,900万円、これは河川清掃費というふうに説明を受けたんですが、これは全額河川清掃費の委託料というふうに見ていいのでしょうか。

○小池河川砂防課長

1億7,900万円の内訳について説明させていただきます。

河川水路のしゅんせつ伐採といたしましては、施設の維持管理として8,000万円、河川樋門の維持管理で測量設計で790万円、操作関連を含めた樋門管理で4,500万円、それから、三間川、古小川水路河川の測量設計で590万円、それから、川と親しむ、川を愛する週間とか水遊び場、それらの施設等の維持管理料で1,100万円、それを合わせますと1億7,900

万円となります。

○山下伸二委員

わかりました。そしたら、このしゅんせつ伐採で8,000万円ですね、委託料。これは前年度と比べてどうなっているんでしょう。

○小池河川砂防課長

昨年度と同額です。

○山下伸二委員

これも、ずっともう毎回のよう一般質問でも出ていますし、なかなか高齢化も進んでしゅんせつ伐採できないところがあって、翌年度に多分繰り越している分もあると思うんで、昨年と同額はわかるんですけども、そういった議会からの声とか、市民からの声を今どういうふうにとめられているのか、お考えをお聞かせください。

○小池河川砂防課長

一般質問で、河川税の導入も考えて予算を確保するべきではないかという御質問がありましたけれども、佐賀市では川を愛する週間を、やはり次代につなげていくために、若い方とか、事業者とか、そういった方々の協力を得ながら深めていくということで対応したいと考えております。

○山下伸二委員

ちなみに、平成28年度、自治会とか、いろんなところから要望があって、予算の関係で平成29年度に繰り越している箇所というのはありますか。

○小池河川砂防課長

自治会から要望があったものに対しては、おおよそ対応できていると思います。しゅんせつ伐採に関しまして。

○山下伸二委員

それは、自治会から要望があった箇所については、おおむね対応できているということですね。

○河川砂防課職員

はい、おおむね対応できています。自治会の要望の中に、しゅんせつ伐採のみでなく、施設のですね、木柵の修繕だとか、そういった要望もありますので、それについては来年度の予算で対応したいと考えています。

○野中宣明委員長

ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第8款第1項から第4項までの審査は終わります。

次に、第8款第5項都市計画費、第6項住宅費及び第11款第2項公共土木施設災害復旧費の

説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成29年度佐賀市一般会計予算中、歳出第8款第5項、第6項及び第11款第2項 説明

○野中宣明委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○嘉村委員

予算書の387ページ、景観形成関連経費の中の調査分析等委託料、これは長崎街道の無電柱化の検討と言われましたけれども、これまでも無電柱化については大分議論され、検討されてきたと思うんですね。

それで、これまでに実施に至らなかった経緯、それから、今度新たに可能性について調査されるということですが、この辺詳しく説明いただきたいと思います。

○武久都市デザイン課長

これまで柳町地区の無電柱化について検討しているところですが、これまでの検討の中で、やはり経費面ということもございまして、無電柱化の取り組みとしまして、電線地中化の一般的な手法である電線共同溝ですね、その方式というのは費用が結構高いと言われていたところなんです。

それとあと、実際その柳町地区の現場といいますか、現地におきましては、道路の幅員も狭いということもありまして、上下水道とか、ガス管が埋設されまして、今回、そのような同じような場所に新しい電力系とか、通信系の埋設管を入れるというのも、深さが決まっておりますので、ふくそうしているところに入れるのがなかなか難しいというところでございました。

それで、また道路から宅地の裏側のほうに配線といいますか、裏配線といいますか、そういうものも検討しておりました。裏配線につきましては、やはり維持管理上、車とかです、高所作業車とか、そういうものもございまして、それもちよっと難しいんじゃないかというところで、これまでの検討の中では難しいということで、今、既存の電柱から横断している、各家庭で取り込みされている配線ですかね、それが横断している分について、ちよっと配線を変えとかいうようなことをしているところです。

ですから、今、状況を見れば電柱が立って、電線がずっと通っているような形で、ほとんど今の状態になっているんですけども、今回、国、県の動向といたしまして、お話ししたのが、国では低コストの手法というのが検討されております。あと、県においても、景観形成という面から、市町へ昨年働きかけがされておまして、調査の実施について一部支援するというようなことも平成29年度に予算が組まれているという状況でございます。

あと、国での低コストの手法については、今、電線類の浅埋設といいますか、浅いところに埋設するようなことも考えられております。これについては、従来の基準よりも浅く埋設するというので、電線等の埋設に関する設置基準というのがちよっと緩和されては



いるようすけれども、やはり佐賀にいる電線管理者からは、まだまだ実用段階でないというお話もお伺いしております。

あと、そのほかに小型ボックス、側溝みたいなボックスなんすけれども、その中に通信ケーブルとか、電力ケーブルの埋設とか、モデル事業というか、そういう形で着手されているようなところもございます。

あと、そのほかにケーブルを直接埋設する、今、共同溝みたいな形のやつは、管を埋設してその中に電線を入れるんですけれども、それを直接入れるということも今検討されているところす。

ですから、まだこれも実用化されていませんけれども、そういうも動きもありますので、今回の柳町地区の区間につきまして、可能性を調査していこうというところで、今回計上させていただいているところす。

○嘉村委員

何かわかるようすでわからなかったですが、要するに、そういう国の、今、埋設してボックスで、電柱とか、水道とか、あるいはN T Tとか、そういうものとか一緒に埋設しなさいよというふうになっているけど、これが規制緩和して行って、じかに地中に電線を埋められるようにまだなっていないのしょう。今、可能性のある範囲内でやろうとしているのか、それとも、国の動きもきちんとらんで、確認したところで、一番費用もかからない、そして、工事でも地域に影響のかからない方法でやろうと考えているのかね、その辺のところを教えてください。

○武久都市デザイン課長

今回の調査の中では、まだ可能性ということしております。実際、今、国のほうでもいろいろ策定されておまして、実現に向けて、モデルケースとか、そういう形で試行されている状態すので、まだはっきりこういう制度でできますということはできておりません。

その状況を見ながら、実際の実施に向けた検討になるかとは思うんですけれども、今回については、そういう方向性が——方向性というか、コストの縮減といいますか、そういう手法が出ていますので、そのことで安く埋設、今までの深さでしたらなかなか埋設できなかったものを浅く埋設するとか、そのほかに、裏配線じゃなくても、ほかの方法で無電柱化というのができるのかどうかと、そういうものも含めて検討していきたいと。

今、いつごろまでにとおっしゃったのですが、それはまだ具体的なことはちょっとお答えできないんですけれども、まず、その可能性について調査していきたいなと思っております。

○嘉村委員

その可能性というのは、地下埋設はこういう形じゃないとだめよって規制があるわけしょう、今のところ。それが、規制が取っ払われて、いろんな形でもいいですよとならな

いと、事業着手できないのではないですか。だから、調査というのは、そういう国の動きを調査するわけ。それとも、現況の道路幅とか。あの辺の状況は全部わかっているじゃないですか。どんな調査をされるのか、もう一遍教えてください。

○武久都市デザイン課長

今、低コストの手法ということで、数通りいろいろ、ボックスとか、側溝みたいなのを入れて、その中に入れるとか、直接するとか、従来のやり方とかいろいろありますが、それを、こういう形ですればどれぐらいの事業費になるかとか、実際、今の浅埋設については、設計基準というか、そういうものをされているんですけども、電線管理者のほうでは、まだ実用化に至りませんというお話も聞いておりますので、そこら辺を含めて、もし実用化となったらどれぐらいの経費でできるのかとか、そういうものを含めて検討したいと思っています。

○山下伸二委員

恐らく電気事業者は、これは工法が開発されて、電気事業法が改正されない限り、絶対相談にも乗れないですよ。どういうところに委託されるのですか、その調査自体を。

○武久都市デザイン課長

電力とか、電気関係の調査をしている、実施設計とか、そういうことをしているようなところに設計委託を出しまして、検討業務を出しまして、実際調査していきたいと思っております。その中には、やはり電線管理者とか、通信系の管理者との配線計画とか、そういうものを含めてやっていきたいと思っています。

○山下伸二委員

実際に工事してあるところも、工法がわからなかったら、どれぐらいの費用がかかるかって、それは調査が可能ですか。実際、370万円程度かけてですよ。もしこういうふうに電気事業法が改正されれば、これぐらいの費用がかかります。まず可能性が、今の柳町の通りの埋設物でも、これぐらいやったら可能です。こういうふうに改正されても、埋設は無理ですよとか、もし可能であったらこれぐらいですよというのが、それが調査できるものなんですかね。その調査自体が可能なんですかね。

○武久都市デザイン課長

私どもが調べた中で、こういう可能性の調査というのを、ほかの自治体のほうもされているというところで確認しております。それで、あと実際調査する際には、電線管理者との配線計画とか、そういうことも含めていただいた上で、その調査に入りたいというふうに思っているところです。

○山下伸二委員

ほかの自治体でも行われているのが、どういう調査かわからないんですけども、例えば、今まで全く調査しなかったんですけども、今回、無電柱化促進法案ができて、交通対策だとか、景観対策で新たに調査しようというなら、今の工法でどういうふうにするとい

う、全く新規でするなら、委託して調査の可能性はあるのかなと思うんですけども、ここも何回か要望が出て、調査もして、その上で現在の工法では無理ですよという流れだったと思うんですね。それでもやっぱり新しい工法を想定しながらでも、そういった調査は可能だということですね。

○武久都市デザイン課長

そういう調査も可能というふう聞いております。

○千綿委員

資料3の393ページの緑化推進費の中で、高木瀬が今、圃場整備を計画されていますよね。私、以前から言っているように、圃場整備はその地域の木を全部切るんですよ。ですから、計画段階でどこか緑化をするところがありますとかかいう打ち合わせをしたほうがいいですよって何回も言っているんですけど、高木瀬の土地改良区とのお話とかはされているんですね。

○酒見緑化推進課長

今、圃場整備を計画されております3地区については、もう何回かお話をしに行っております。やっぱり返事としては、余りいい返事はいただいておりますので、引き続きお願いしていきたいと考えております。

○千綿委員

それと、次のページか何かで、たしか公園の管理費か何かで、キトサンが使われて害虫予防ですかね、ということ言われたんですけども、キトサンもピンからキリまであって、六、七年前に某市役所職員がNPOの代表しているところもキトサンを売っています。何でキトサンがいいって聞かれたのか、その購入先はどこなのか、ちょっと教えてください。

○酒見緑化推進課長

キトサンの利用につきましては、以前から清掃センターとか、環境センター、あと造園業者のほうで検討されております。造園業者からも一定の効果が見られるということで、今年度、蓮池公園でキサトンの実証実験を緑化推進課のほうでやりました。500倍、800倍、1,000倍に薄めて実証実験をやっております。その結果として、500倍、800倍、1,000倍それぞれ結果として害虫はついておりません。で、来年度の予算としても、引き続きそういう効果検証をしながら、どういった効果が出るのかという試験を広げたいと考えております。

キトサンのメーカーにつきましては、今、幾つか出ているので、指定する気は全然ございません。今年度使ったメーカーについて、済みません、確認してございません。

○千綿委員

もう深くは言いませんけど、その某NPOが販売しているキトサンは、その某NPOの前代表者は市の職員なんです。それは一時期問題になったんですよ、処分場のほうでも

ですね。その実験でされたときのキトサンも当然そこからでしたので、そこはやっぱり疑惑を招くようなことはなるべくされないように、ぜひお願いしたいなと思っているところです。

続けていいでしょうか。

○野中宣明委員長

はい、どうぞ。

○千綿委員

済みません、本題の、先ほどフライングしました建設部4、先ほどちょっと言いましたけれども、佐賀銀行との打ち合わせなんかは一言も書いていないんですけど、これについてはどうなんでしょうか。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

この大財藤木線を整備するに当たりまして、やっぱり用地とか補償とか、大変大きな物件も周りにありまして、そういったもので佐賀銀行のほうも用地交渉してきたということで、今回、用地関係については、ここに記載させていただいておりません。

それで、佐賀銀行の分を少し口頭で説明させていただきますと、平成23年度に補償の調査を行っております。平成24年度から補償の考え方、用地の考え方について佐賀銀行のほうとすり合わせを行っております。その中で、ケーブル関係についても、やっぱり重要な施設でありますので、なかなか私どもも把握ができなかった部分もあって、少し時間がかかっております。

それと、電算センターの分で、電算センターの稼働をしながらの補償移転物件になりますので、そういったものの工程とか、そういったもので時間がかかって、今、移転の工事をされておりますけど、今になったということで、基本的には平成23年度に補償調査に入らせていただきまして、それから毎年、ずっと御意見をお伺いしながら用地交渉を進めてきたということです。

○千綿委員

5年前から話をして進まないというのが、私はあまり理解ができないんですよね。まあ、佐賀銀行がほったらかしとったというなら別ですよ。

なおかつ、この間の現場でも説明されたように、高架の工事と横の道の工事を同時にしたら影響があると。でも、その意味が僕はわからないんですよね。何で下の高架の工事をしている、横の道路の工事を一緒にできないのか。要は、振動がダブルで伝わっていくとか、その2つでしたらこういうデメリットがある、横のところは単体でしなきゃいけないという理由が、私はいまいちよくわからないんですよね。そこをちょっといいですか。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

振動につきましては、通常、道路の上でやる工事ではなくて、地下をあれだけ下げているといけないという工事になります。JRの工事につきましても、佐賀銀行のほうは

少し懸念を持たれておりました。確かに振動の影響とか、そういったものを私どもも現地で確かめながら、JRの工事も進めさせていただきました。

それと同時に、どこで振動が起こるのか、どの工事で振動が起こるのかということもありまして、それが2つ一緒にやった場合に、同じ業者でやった場合は順番にやっていくからいいと思うんですけど、JR工事の分とこちらの工事の分は別の業者が行うこととなります。ですから、それを同時にやった場合には、やっぱり振動の関係で増幅することも考えられるというようなことです。

ですから、同一業者で順番にずっとやっていって、段取りを組んでやっていったらいいんでしょうけど、同時にするのは余りにも、やっぱりあの施設はコンピューター関係ですので、振動に非常に弱いという中で、あそこに何か不都合があったら多大なる影響があるというようなことも私どもで判断いたしまして、そういったことで、今回、そういった工程を組ませていただいたということです。

○山下伸二委員

さっきの千綿委員の関連でキトサンの件ですけれども、これは従前のやつと比べると、費用的にはどうなんですか。

○酒見緑化推進課長

キトサンの原液自体は、普通の化学肥料と比べて随分高いです。ただ、その使用に対しては、1,000倍ぐらいに薄めるので、材料費としてはそう大きな増額とはなりません。今が、害虫が発生したときに、大体年に1回ぐらいの散布で済んでおります。キトサンになると、事前に散布という形になりますので、それが年4回計画しておりますので、その分の費用で、今回については600万円の増額をお願いしているところです。

○山下伸二委員

それと、3番の資料の399ページの都市計画費の県営工事負担金、これは城内公園でしたっけ。9,900万円ですね。これは県単独事業もありますと聞いたんですけれども、県が整備する公園全体のどの部分を佐賀市が負担するとか、こういった取り決めでこの額が決まっているのか。

○酒見緑化推進課長

佐賀城公園の施設整備工事については、工事と、あと年間委託と維持管理費について、県と市がそれぞれ半分ずつ持つ、ただ、交付金とかが入りますので、事業費からすると、それぞれの事業で負担割合が少しずつ違ってきます。

○山下伸二委員

事業ごとで変わってくる——ごめんなさい、もう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○酒見緑化推進課長

例えば、国の交付金事業につきましては、工事費は、事業費の半分が交付金の対象、用地費については、3分の1が交付金の対象になりますので、事業費に係る佐賀市の負担は4

分の1、用地費は3分の1、単独事業については国の交付金が入りませんので、2分の1の事業負担となります。

○野中宣明委員長

ほかにございませんか。

○川原田委員

先ほど千綿委員が質問されたときに関連で言えばよかったですけれども、工期のおくれについては現場を見ましたし、大体説明を聞いて、ぼやっとですけれども、何となく理解せざるを得ないのかなというふうな気がします。ちょっと前に新聞でぼんと出ましたよね、10億円。これについて、まだ私は十分に理解もいらないし、やっぱり地域住民から聞かれたときに説明がつかない部分がありますので、金額が大幅に上がったというところについて、もう少しわかりやすく、そして私たちが、地元の方から聞かれたときに説明ができるように教えていただけますか。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

新聞等でも報道されました15億円が25億円になったという、10億円増になりましたということで報道されました。もともと、平成21年度に概算の事業費を算出しております。平成21年度は、まだ測量もしないうち、地質調査もしない、一般的なこういった工事の中で事業費を算出させていただいていたということです。

J Rにつきましても、その当時、うちのほうの計画をお示しして、J Rの基本的な事業費ということで私どものほうはお聞きしていたということで、J Rのほうから6億7,000万円ということで、その当時、事業費が打ち出されております。

今現在、J Rのほうの工事につきましては約12億円ということで、大分膨らんでおります。膨らんだ原因につきましては、地質を調査した結果、土質が軟弱であるというところで、基礎工事の基礎の形状が変わった、工法が変わったというところと、大きなところは、東日本大震災で——この後、東日本大震災が起こったわけですけど、特に鉄骨の値段が上がっております。

この工事につきましては、J Rが、電車が走る線路のほうに鉄骨で仮設橋をかけております。延長でいうと約33メートルの鉄骨橋をかけておりますけど、その資材も大分高騰したというようなことでお聞きをしております。

そのほか、ポンプにつきましても、その当時は概略の概略で算出をしていたみたいで、今回、ゲリラ豪雨等で、あそこもアンダーで、水が大分たまるところでもありましたので、今回はその見直しを行い、城東川まで真っすぐ引っ張って、ポンプも3台設置して、十分な対策をとろうということで、そういったものでも1億5,000万円程度大きくなっております。

あとは、私どももU型擁壁だとか、そういったものの積算に少しずれが生じていた、地質調査もしないうち、詳細測量もしないうちの調査で、概算の積算であったということで、

そこに開きが出たと思っております。以上です。

○川原田委員

6億7,000万円が12億円って、一気にこれだけ上がったときに、やはりきちっとした報告とか、議会は当然ですけれども、上層部のほうにも連絡はされたんですか。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

直接の御説明というか、この部分につきましては債務負担行為を設定させていただいております。そのときに、JRの事業費につきまして、そういった御説明をさせていただいたということで認識しております。

○川原田委員

債務負担は債務負担で結構ですけれども、新たに調査した結果、こういうことになっているということは、やはりきちっと伝えていかなければならないというふうに私は思うわけですね。

6億7,000万円ぐらいで、大財藤木線はこれだけかかるのだということで、私たちもそういうふうな物の見方をしている中で、新聞あたりであんな報道をされると、やっぱり市民の方は、一本の道にこんなに一遍にお金をかけるのと、我々は何度も何度も言っているけど、全然してくれないじゃないかと、そういう感覚で物を言われるわけですよ。だから、その都度その都度きちんと連絡していただくとか、報告していただかないと、私たちはしょっちゅう陳情を受け取って、説明がつかないわけですね。

事前にそういうことがきちんとあっていれば、私たちも、いや、この大財藤木線については、実はこういうことがあってこうだから、やっぱり金がかかるんですよという説明をしないと、極端に言ったら、私たちは地元でね、何かおまえ、役立たずじゃないかということも言われることがあるんですよ。非常につらい立場があるんですよ。何度も何度も要望しているけど、おまえ、全然動いてくれないと。いや、話はしていますけど、やっぱり順番があるんですよとか、そういう形でね。じゃ、これは何だって新聞をぼんと見せられて、このたった一本の道に10億円ぐらいぼんと上がるのかというふうなことを言われたときに、非常につらい立場というのはあるわけですね。

だから、その都度その都度——私は、ペーパー一枚でもいいと思うんですよ。連絡さえしてくれれば、私たちが地元住民から言われたときに説明がつくじゃないですか。私は、どちらかというとはっきりかきしにしていたのかなど。それで慌てて調査し直したら、あら、お金が倍になったと。そうだったのかなという気もするわけですね。

確かに佐銀の問題とか、JRの問題とか、説明を受ければわからないじゃないわけですから、私はもっと事前にきちっと説明をしとくべきだと思いますよ、こんなにお金が倍も幾らにもなるのであれば。私はね、ちょっと怠慢じゃないかなと思いますけどね。答弁ができましたら。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

委員御指摘のとおり、そういった部分については、やっぱり逐次報告するべきだったと思っております。今後は、こういったことがないように十分御報告をしながら、事業を進めてまいりたいと思っております。

○志満建設部長

今、課長が申しましたとおり、今回の案件については、前回、補正予算のときにも私のほうから言いましたけど、やはり、一定の見込みが甘かったという部分と、また広報についても、新聞にドンと、やっぱり10億円と2年間の延長というのはかなり大きい話でございます。

これについては、十分な説明をその都度その都度、ある程度の要因の変化とか、事案の変化が発生した場合には御報告すべきだったと思っております。今後は、議会も含めて市民の方及び内容については十分な説明等行ってまいりたいと考えております。

○野中宣明委員長

ほかにございませんか。

○嘉村委員

397ページの都市公園安全安心対策事業、これは老朽化した公園の遊具とか、あずまや等の対策費ということで聞いたんですけれども、特に遊具については、撤去とか、あるいは改修とか建てかえとかされると思いますけれども、一般質問でも健康遊具の話が出ていましたよね。確かに全国的に見て、公園も、中高年の方々への配慮から、そういう健康遊具の設置というのがなされてきていますけれども、改めて、佐賀市の健康遊具に対する考え方についてお尋ねしたいと思えます。

○酒見緑化推進課長

委員おっしゃるとおり、老朽化に従って、やはり高齢者の公園利用というのは十分今後も計画していなければならないと考えております。ただ、今のところ、具体的に健康遊具をどうするという計画はございませんので、今後そういう要望調査等を行いながら、健康遊具については検討していきたいと思っております。

ただ、この長寿命化は、新設は認められておりませんので、もしやるとすれば、別の事業で新たに取るという形になっていくと思えます。

○野中宣明委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにも御質疑もないようでございますので、第8款第5項、第6項及び第11款第2項の審査は終わります。

次に、専決処分の報告として、第1号報告及び第2号報告について執行部から説明をお願いします。

◎第1号報告 専決処分の報告について 説明



◎第2号報告 専決処分の報告について 説明

○野中宣明委員長

それでは、ただいまの説明について、御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第1号報告及び第2号報告に関してはこれで終わります。

これで当委員会に付託された議案の審査を終わりますので、建設部の職員の皆さんは退室されて結構です。委員の皆さんはそのままお待ちください。

◎執行部退室

○野中宣明委員長

それでは、大変御苦勞さまでございました。

1点だけ皆様にお諮りさせていただきたいと思いますが、ごみ処理施設の統廃合一覧資料ということで、松永副委員長のほうから資料請求の提案がございましたけれども、これは執行部から説明なしということ、資料のみ配付でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、資料配付のみということで行きたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしということでお声が上がっていますので、現地視察はないということよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、委員会はあす16日木曜日の午前9時から議案審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の建設環境委員会は終了いたします。御苦勞さまでした。